

ベトナム社会主義共和国第11期第8回国会にて承認

統一企業法

法令番号 60/2005/GH11 2005年11月29日

第1章 総則（一般規定）

第1条 適用範囲

本法は、すべての経済セクターにおける有限会社、株式会社、合名会社と私営企業（以下、「企業」という）の設立、管理組織及び活動、かつ企業のグループに関する規定である。

第2条 適用対象

1. すべての経済セクターにおける企業。
2. 企業の設立、管理組織及び活動に関する組織及び個人。

第3条 企業法、国際条約及び関連法規の適用

1. すべての経済セクターにおける企業の設立、管理組織及び活動は、本法及び関連法規の規定に従わなければならない。
2. 専門法規が本法の規定と矛盾する場合、専門法規を準用する。
3. ベトナム社会主義共和国の締結または加盟した国際条約の規定が本法の規定と矛盾する場合、国際条約の規定を準用する。

第4条 用語解釈

- 本法に記載される以下の用語は下記のように解説する。
1. 「企業」とは、特殊商号、資産、安定的な事業所を持ち、法律の規定される商行為を為すために営業登記をする経済組織をいう。
 2. 「経営(事業)」とは、営利を目的とし、製品の生産から販売まで、又はサービスの提供までのプロセスの一つ、一部又は全ての段階を連続的に行うことを行うことをいう。
 3. 「法的な書類」とは、本法の定める全ての必要な文書が揃っている書類で、書類の内容が法律の規定に従って正確にかつ十分に申告されるものをいう。
 4. 「出資」とは、企業の所有主又は共同所有主になるために、会社へ資産を投入することである。出資の目的たる財産とは、ベトナムドン、強い外貨、金、土地使用権、知的財産権、技術、ノウハウ、又は定款に定められるその他の資産であり、会社の投資資本を形成するものをいう。
 5. 「出資率」とは、企業の所有主又は共同所有主が法定資本への出資率をいう。
 6. 「法定資本」とは、会社の定款に記載される社員（出資者）全員の出資総額または一定期限以内の約束出資額をいう。
 7. 「法的資本」とは、法律の規定する企業の設立に必要な最低の資本額をいう。
 8. 「議決権付出資率」とは、社員（出資者）総会又は株主総会においての管轄問題について検討権及び議決権を持つ構成員の出資率をいう。
 9. 「配当金」とは、会社が財政義務を実行した後の利益から控除され、株主に現金あるいは他の財産で支払われる利潤をいう。

10. 「発起社員（Partener）」とは、有限会社または合名会社の最初の定款作成及び調印に参加した出資者をいう。
11. 「株主」とは、株式会社の発行した株を最低1株所有する者をいう。「発起株主」とは、株式会社の最初の定款作成及び調印に参加した株主をいう。
12. 「合名社員」とは、合名会社の債務に対し自らの全ての財産で責任を負う者をいう。
13. 「企業管理者」とは、私営企業の所有主・社長、合名会社の合名社員、有限会社及び株式会社の社員（出資者）総会委員長、会長、取締役、社長または総支配人及び定款に定められるその他の重要な地位に就く人をいう。
14. 「委嘱による代表者」とは、有限会社及び株式会社の法人である社員、株主により文書にて依頼され、本法の規定に基づきそれぞれの当該権利を実現する個人をいう。
15. 企業が他社の親会社だとみなされる場合は、次の通りである。
 - a. その会社の法定資本または総数発行済み普通株の50%以上を所有する場合；
 - b. その会社の取締役の多数または全員及び社長または総支配人を直接的あるいは間接的に選定する権利を持つ場合；
 - c. その会社の定款の改訂・追加を決定する権利を持つ場合；
16. 「企業再編」とは、企業の分割、分離独立、合併、統合及び企業形態の変更をいう。
17. 企業の「関連者」とは、以下の場合において企業と直接また間接関係を持つ組織・個人をいう。
 - a. 親会社または親会社の管理者と管理者の選任する権限を持つ者（企業が子会社である場合）。
 - b. 子会社（企業が親会社である場合）。
 - c. 企業管理機関を通じて企業の決定又は活動を左右する個人又は団体。
 - d. 企業管理者。
 - e. 企業管理者、または会社の支配的出資分・株を所有する社員、株主の夫婦、父、母、養父、母、子供、養子及び実の兄弟姉妹。
 - f. 本条a, b, c, d, eに定められている者の委嘱代表者。
 - g. 本条a, b, c, d, e, f, hに定められている者が、企業の決定又は活動を左右できるほどの支配資本を所有する企業。
 - h. 企業の資本、株、利益を保有する、又は企業の決定を左右する目的として連携を組む団体。
18. 「国家所有出資分」とは、国家予算または国家のその他の資本源から投資される資産であり、委嘱された国家機関または経済組織が所有主とする。
- 「国家所有株」とは、国家予算または国家のその他の資本源にて支払いされる株であり、委嘱された国家機関あるいは経済組織が所有主とする。
19. 「出資分または株の市価」とは、証券市場での取引価格、あるいは評価査定組織により評価される価格をいう。
20. 「企業の国籍」とは、企業が設立、営業登録をした国・地域をいう。
21. 「所在住所」とは、法人の場合は登録した本社の住所、個人の場合は戸籍の住所または勤務先の住所あるいはその人が企業と連絡先として登録した住所をいう。
22. 「国営企業」とは、国家が法定資本の50%以上を所有する

企業をいう。

第 5 条. 企業及び企業所有主に対する国家保証

1. 国は、本法に定められる各企業形態の長期的な存続及び発展を認め、所有形態と経済セクターを問わず各企業に対する法律上平等な待遇を保証し、営業活動から発生する合法的な収入を認める。
2. 国は、企業、企業の所有主の資産、資金、収入及びその他の合法的な権利・利益を認めて保護する。
3. 企業、企業の所有主の合法的な財産及び資本金は、国有化、行政的な措置による没収の対象外である。国防、国家安全及び利益のために特に必要な場合のみにおいて、国は企業の資産の徴収又は徵用を決定する可能性があるが、企業の所有主又は共同所有主に対し、徴収・徵用時点における市場価格に基づいて支払いまた賠償をする。支払いまた賠償は、企業の利益を保証しなければならない、かつ企業形態を差別しないこと。

第 6 条. 企業における政治組織と各政治社会組織

1. 企業内の政治組織と各政治社会組織は、憲法、法律及びその組織の適法な条例に従い、活動をする。
2. 企業は、本条第 1 項に規定する組織を尊重し、労働者が組織の設立および活動参入するよう有利な条件を与える。

第 7 条. 経営分野・業種

1. すべての経済セクターにおける企業は、法律上禁止対象外の分野・業種の取扱を行うことができる。
2. 投資法及び関連法規に従う条件付き業務の取扱を希望する企業は、当該業務に対する法律に基づく全ての条件を満たした後のみ、事業開始を行うことができる。
3. 営業条件は、具体的な分野・業種における業務の取扱をする時企業が満たさなければならない条件であり、営業許可書、営業条件完備証明書、業務取扱い認定書、職業責任保険証および法定資本の要求などにて具体化される。
4. ベトナムの国防、安全、秩序、社会安全、歴史、文化、道徳の伝統、習慣及び国民の健康、資源及び環境に対し悪影響を及ぼす業務の取扱を禁止する。政府は、禁止業務に関する具体的なリストを発行するものとする。
5. 政府は、全部又は一部の営業条件を再チェック、評価し、不適合な条件を取り消し、また取り消しの提案をする、もしくは改正・追加、再改正・追加の提案をする；あるいは、国家管理要求に応じて、新しい営業条件の公布又公布提案をする。
6. 各省、省同等機関、各レベル人民評議会、人民委員会は条件付き分野・業種および営業条件を規定することができない。

第 8 条. 企業の権利

1. 自主的に営業活動を行う；経営・投資の業務、地域、形態の選択、営業規模及び業種の拡大を自由に行うこと；公益製品・サービスの生産・提供に参加するよう、国家に奨励され、良い条件を与えられる。
2. 資本調達・分配・使用の方法・形式の決定。
3. 市場、顧客の調査、契約の締結を自由に行うこと。
4. 輸出入業務の実施。
5. 営業活動に必要な労働者の募集、雇用及び使用。
6. 営業効率及び競争力を向上するために近代科学技術を自由に適用すること。
7. 業務及び内部の仕事を決定する。
8. 企業の資産の所有、運用、売却などの決定。
9. 法律上定められていない人材、資金の提供に関する要求を拒否する。
10. 具申・告訴に関する法律に基づき具申・告訴をする。
11. 法律の規定に基づき直接または委嘱代表者を通じて裁判に参

加できる。

12. 法律の規定するその他の権利。

第 9 条. 企業の義務

1. 営業登録証明書に記載された義務に従って活動すること。条件付き業種の取扱をするとき法律の規定に基づき営業条件を保証すること。
2. 会計に関する法律の規定に従い会計記録の作成、期限どおりに誠実かつ正確な財務報告書の作成。
3. 納税番号の登録、税金の申告、納税、法律の規定する他の財政業務の履行。
4. 労働法律に従う労働者の権利及び利益の保証。保険に関する法律の規定に従い、労働者のために社会保険、医療保険及びその他の保険を加入する。
5. 登録された基準に従う製品・サービスの品質を保証し、責任を負う。
6. 統計に関する法律の規定に基づき統計制度を実現すること。国家の審査機関に対し、企業の営業情報及び企業の財務状況を定められた用紙にて定期的に正確かつ十分に申告、報告する。申告・報告による情報が不正確、不十分であると発見した場合、遅滞なく情報の修正・追加を行わなければならない。
7. 国防、安全、秩序、社会安全、資源保護、環境保護、歴史・文化遺産の保存、名所旧跡の保存などに関する法規の遵守。
8. 法律に従うその他の義務の履行。

第 10 条. 公益製品・サービスの生産・提供をする企業の権利及び義務

1. 本法の第 8 条、9 条と他の関連のある規定に従う権利及び義務。
2. 国家の審査機関規定に従い、経費を計算・補足され、またサービスの使用料を取ることができる。
3. 投資資本の回収及び合理的な利益取得のため、製品・サービスの生産・提供期限を適合に保証される。
4. 国家の審査機関が規定した価格と費用に基づき、約束した数量・品質及び期限通りに製品・サービスの生産・提供する。
5. すべての顧客に対し、公平的かつ有利な条件を保証する。
6. 法律の規定及び顧客に対し、製品・サービスの数量、品質、提供条件、価格や使用料に関する責任を持つ。
7. 法律に従うその他の権利及び義務。

第 11 条. 禁止行為

1. 本法の規定する条件を満たさない者に営業登録証明書を発行する行為及び、条件を満たした者に営業登録証明書の発行を拒否する行為。営業登録申請者と企業の営業活動に対し阻害、妨害、強制などをする行為。
2. 営業登録を行わずに本法の規定する企業形態で経営する行為及び営業登録証明書が取り消されたが経営を続ける行為。
3. 企業の営業登録書類の内容を誠実に、正確にかつ時間どおりに報告しない行為；又は営業登録書類の内容の変更を誠実に、正確にかつ時間どおりに報告しない行為；
4. 登録資本を誠実に報告しない行為、又は登録したとおりの資本を十分に出資しない行為、又は出資財産を恣意的に実際価値より高く申告する行為；
5. 違法・詐欺活動を行う行為。禁止業務における営業活動をする行為；
6. 法律の規定に従う営業条件を満たさずに条件付き業種を営業する行為。
7. 社員、所有主または株主の本法及び会社の定款の規定する権利を履行することを阻止する行為。
8. 法律の規定に違反するその他の行為。

第 12 条. 企業の書類保存制度

1. 企業形態によって異なるが、企業は以下の書類を保管・保存しなければならない：
企業の定款；定款の改正・追加；企業の内部管理規制；構成員登記帳簿また株主登記帳簿；営業登録証明書；工業所有権保護書類；製品の品質登録証明書；その他の許可書及び証明書；企業の財産所有権を確定する書類；社員（出資者）総会議事録、株式総会に議事録、取締役会の議事録；企業の各種決定書；証券発行のための申告書；監査役会の報告書、監察機関の結論、独立会計監査組織の結論；会計帳簿、会計領収書、年間財務報告書；法律に規定されるその他の書類；
2. 企業は、本条第 1 項に定められている書類を本社の事務所に保管しなければならない。保管期間は法律の規定に従うこと。

第 2 章 企業の新規設立と営業登録

第 13 条. 企業設立、出資、株購買及び管理権

1. 本条第 2 項に規定する場合を除き、ベトナムの個人・組織や国籍を問わずあらゆる外国の個人・組織は、本法の規定に従い企業の設立及び管理を行う権利を有す。
2. 下記の個人・組織は、ベトナムにおいて企業の設立及び管理をする権利を有しない：
 - a. 機関・部隊の利益を目的として、国家財産・予算を活用し、企業を設立する国家機関及び人民軍隊の所属組織；
 - b. 職員・公務員に関する法令に従う職員・公務員；
 - c. 人民軍部隊の所属機関・組織の士官、下士官、専業軍人、国防労働者、人民公安部隊の所属機関・組織の士官、下士官；
 - d. 国の出資額の管理代表に派遣された者を除き、ベトナム 100% 国営企業の管理者、幹部；
 - e. 未成年者。民事的行為能力が制限されているあるいは失った成年者；
 - f. 刑事責任を追求されている者。懲役刑を服している者。裁判所により開業禁止決定を受けた者；
 - g. 企業破産法の規定に基づくその他の場合；
3. 本条第 4 項に規定する場合をのぞき、あらゆる個人・組織は、本法の規定に従い、株式会社の株を購買、また有限会社及び合名会社へ出資する権利を持つ。
4. 下記の個人・組織は、本法の規定に従い、株式会社の株を購買、また有限会社及び合名会社へ出資する権利を持たない：
 - a. 機関・部隊の利益を目的として、国家財産・予算を活用し、各企業へ出資する国家機関及び人民軍隊の所属組織；
 - b. 職員・公務員に関する法律に基づき、各企業への出資を許可されない対象；

第 14 条. 営業登録前の締結済み契約

1. 発起社員（出資者）または委嘱代表者は、営業登録前に企業の設立に直接関連する各種契約を締結することができる。
2. 企業が設立された場合、企業は、本条第 1 項に記載された契約から発生する権利及び義務を継続するものとする。
3. 企業が設立されない場合、本条第 1 項に従う契約を締結した者は、当該契約の履行を完全に責任を負う、または共同責任を負わなければならない。

第 15 条. 営業登録の手続

1. 企業の設立を行う者は、本法に規定される営業登録書類を作成し、営業登録審査機関に対し、同書類を提出しなければならない。また、営業登録書類の正確性及び誠実性について責任を負わなければならない。
2. 営業登録機関は、書類の受理日から 10 日以内に営業登録書類の処理を完了し、営業登録証明書を発行しなければならない。営業登録証明書を発行しない場合、企業設立者に対し書面にて

通知しなければならない。通知書には、却下理由又は書類の改正・追加に関する要求を明記しなければならない。

3. 営業登録機関は、営業登録書類を審査し、営業登録証明書を発行する場合は、営業登録書類の合法性に対する責任を負う。営業登録機関は、企業設立者に対して、本法の規定する書類以外の書類の提出を要求してはならない。
4. 具体的なプロジェクトに関する営業登録証明書の発行期限は、投資法の規定に従うものとする。

第 16 条. 私営企業の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙様式に従う営業登録申請書。
2. 身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。
3. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。
4. 事業実施許可書または他の許可書が必要とする業務の場合は、社長と他の個人のそれぞれの許可書。

第 17 条. 合名企業の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙様式に従う営業登録申請書。
2. 会社の定款。
3. 合名社員（出資者）の名簿、それに従う身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。
4. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。
5. 事業実施許可書または他の許可書が必要とする業務の場合は、合名会社の合名社員（出資者）と他の個人のそれぞれの許可書。

第 18 条. 有限会社の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙様式に従う営業登録申請書。
2. 会社の定款。
3. 発起構成員の名簿とそれに伴い以下のものがなければならぬ：
 - a. 構成員が個人である場合は、身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。
 - b. 構成員が法人である場合は、発起簿謄本、営業登録証明書またはそれと同等の書類のコピー、委嘱決定書、委嘱代表者の身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。発起構成員が外国の法人である場合、営業登録証明書のコピーは、登録申請日まで 3 か月以内の登録機関の証明がなければならない。
4. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。
5. 事業実施許可書または他の許可書が必要とする業務の場合は、社長または総支配人と他の個人のそれぞれの許可書。

第 19 条. 株式会社の営業登録書類

1. 営業登録審査機関の規定した用紙様式に従う営業登録申請書。
2. 会社の定款。
3. 発起株主の名簿とそれに伴い以下のものがなければならぬ：
 - a. 株主が個人である場合は、身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。
 - b. 株主が法人である場合は、発起簿謄本、営業登録証明書またはそれと同等の書類のコピー、委嘱決定書、委嘱代表者の身分証明書またはパスポートあるいは他の身分を証明できる合法的なもののコピー。発起株主が外国の法人である場合、営業登録

証明書のコピーは、登録申請日まで3か月以内の登録機関の証明がなければならない。
4. 法定資本が必要とする業務の場合は、法律に規定される管轄機関・組織の法定資本額証明書。
5. 事業実施許可書許可書また他の許可書が必要とする業務の場合は、社長または総社長（General Director）と他の個人のそれぞれの許可書。

第 20 条. ベトナムへ初めて投資をする投資家の営業登録書類、営業登録の手続き、条件及び内容

ベトナムへ初めて投資をする投資家の営業登録書類、営業登録の手続き、条件及び内容は、本法と投資に関する法律（投資法）の規定に従わなければならない。投資許可書は営業登録証明書でもあるものとする。

第 21 条. 営業登録申請書の内容

1. 社名。
2. 本社の所在地、電話番号、ファックス番号、Eメールアドレス（あれば）。
3. 経営業務内容。
4. 会社の場合は法定資本、私営企業の場合は所有主の初期投資額。
5. 有限会社及び合名会社の場合は各社員（出資者）の出資額、株式会社の場合は発起株主の所有する株式数、株式の書類、株の額面、上場される書類別の株式数。
6. 私営企業の場合は所有主の氏名、署名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの；一人有限会社の場合は会社所有主または法的代表者の氏名、署名、住所、国籍、身分証明書またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの；二人以上有限会社の場合は発起社員（出資者）全員または発起社員（出資者）の法的代表者の氏名、署名、住所、国籍、身分証明書またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの；株式会社の場合は発起株主全員また発起株主の法的代表者の氏名、署名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの；合名会社の場合は合名社員（出資者）全員の氏名、署名、住所、国籍、身分証明書またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。

第 22 条. 定款の内容

1. 本社、支店、駐在事務所（あれば）の名称及び所在地；
2. 業務内容；
3. 法定資本、法定資本の増資・減資の方式；
4. 合名会社の場合は合名出資者全員の氏名、住所、国籍及び基本的特徴；有限会社の場合は所有主または発起出資者の氏名、住所、国籍および基本的特徴；株式会社の場合は発起株主の氏名、住所、国籍および基本的特徴；
5. 有限会社及び合名会社の場合は各出資者の出資率及び出資額。株式会社の場合は発起株主の購入する株式数、株式の種類、株の額面、上場される種類別の株数；
6. 有限会社及び合名会社の場合は社員（出資者）の権利及び義務。株式会社の場合は株主の権利及び義務；
7. 管理組織機構；
8. 有限会社及び株式会社の場合は法的代表者；
9. 決定の承認手続き、会社内に発生する紛争解決の原則；
10. 管理人及び監査役会のメンバーまた監査役の給料、報酬と賞与を計算する根拠・方法；株式会社の場合は取締役員、社長及び監査役の給料、報酬と賞与を計算する根拠・方法；
11. 出資者又は株主が、自らの出資率（有限会社）、株式（株式会社）の買戻しを会社に要請する場合；
12. 税引き利益の分配及び損金の分担に関する原則；

13. 企業解散、解散手続及び資産の清算手続；
14. 定款の改正・追加手続；
15. 合名会社の場合は合名出資者全員の氏名、署名。有限会社の場合は会社の法的代表者、会社の所有主、出資者全員または委嘱代表者の氏名、署名。株式会社の場合は会社の法的代表者、発起株主全員または発起株主の委嘱代表者の氏名、署名；
16. 各社員、各株主は相談の上、その他の内容を定款に規定することができるが、法律の規定を遵守しなければならない；

第 23 条. 有限会社と合名会社の社員の名簿、株会社の発起株主の名簿 有限会社と合名会社の出資者の名簿、株式会社の発起株主の名簿は、営業登録機関が定めた様式で作成し、下記の内容を記載しなければならない。

1. 有限会社、合名会社の場合は社員（出資者）の氏名、住所、国籍、常住住所及びその他の基本的特徴。株式会社の場合は発起株主の氏名、住所、国籍、常住住所およびその他の基本的特徴。
2. 有限会社、合名会社の場合は、発起社員（出資者）全員の出資率、出資額、出資の目的たる財産の種類、数量と価値、出資期間。株式会社の場合は、発起株主全員の所有する株式数、株式の種類、出資の目的たる財産の種類、数量と残価値。
3. 有限会社、株式会社の場合は、法的代表者又は発起社員（出資者）、発起株主全員の氏名及び署名。合名会社の場合は、合名社員全員の氏名および署名。

第 24 条. 営業登録証明書発行条件 企業は、下記の条件を満たしている場合、営業登録証明書を取得できる：

1. 企業の業務が営業禁止項目の対象外である。
2. 企業の名称が、本法第 31、32、33、34 条の規定に従い命名されている。
3. 本法第 35 条第 1 項に規定される本社がある。
4. 法律に規定される営業登録書類を作成している。
5. 法律に規定される営業登録料金を納付している。営業登録料金は、営業登録業種の数に基づき定められる。具体的な料金は政府により規定される。

第 25 条. 営業登録証明書の内容

1. 本社、支店、駐在事務所の名称及び所在地。
2. 企業の法的代表者の氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
3. 有限会社と株式会社の場合は、発起社員（出資者）また発起株主が個人である場合、全員の氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの；発起社員（出資者）また発起株主が法人である場合、所有主または発起社員（出資者）全員の設立決定番号あるいは営業登録番号。
4. 合名会社の場合は合名社員全員の氏名、署名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。私営企業の場合は所有主の氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
5. 有限会社及び合名会社の場合は法定資本；株式会社の場合は株式数、出資する株式類、上場される株式数；私営企業の場合は所有主の初期投資金；法定資本が必要とする業務の場合は法定資本。

第 26 条. 営業登録内容の変更

1. 本社、支店、駐在事務所（あれば）の名称と所在地、業務と経営目標、法定資本、上場される株式数、企業所有主の投資資本、又は法的代表者と営業登録書類に記載されるその他の内容の変更を希望する場合、企業は、変更決定日より 10 日間以内に営業登録機関に変更の登録を行わなければならない。
2. 営業登録証明書に記載される内容の変更の場合は、新しい営業登録証明書が発行される。

3. 営業証明書が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄された場合、企業は営業登録証明書の再発行を受けられるが、料金を払わなければならない。

第 27 条. 営業登録内容に関する情報の提供

1. 営業登録証明書、営業登録変更証明書の発行日から 7 日以内に、営業登録機関は、税務機関、統計機関及び他の同級の政府機関、企業の本社が置かれている省の市町村の人民委員会に対し、同証明書のコピーを送付しなければならない。
2. 組織、個人は、営業登録機関に対し、営業登録内容に関する情報の提供、営業登録証明書のコピー、営業登録変更証明書のコピー、又は営業登録内容の簡略書の発行を要求することができるが、法律に従う料金を支払わなければならない。
3. 営業登録機関は、本条第 2 項に定められる組織・個人の要求した営業登録の情報を遅滞なく十分に提供する義務を負う。

第 28 条. 営業登録内容の公開

1. 営業登録証明書の発行日から 30 日以内に、企業は営業登録機関の各企業情報ネットワークまたは電子新聞あるいは紙新聞に 3 回連続で以下の主な内容を公開しなければならない。
企業の名称；本社、支社、駐在事務所の所在地；業務内容；法定資本（有限会社、合名会社の場合）、株式数、出資する株式額、上場される株式数（株式会社の場合）又は初期投資金（私営企業の場合）法定資本（法定資本が必要とする業務の場合）。所有主及び発起社員（出資者）、発起株主全員の氏名、住所、国籍、身分証明書またはパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの、設立決定番号あるいは営業登録番号；企業の法的代表者の氏名、住所、国籍、身分証明書またはパスポート番号 又身分を証明できる法的なもの；
営業登録場所；
2. 営業登録内容の変更がある場合、変更内容も本条第 1 項に規定される期限と方式に従って公開しなければならない。

第 29 条. 財産所有権の移転

1. 有限会社、合名会社の発起社員（出資者）と株式会社の株主は、下記の規定に従い出資の目的たる財産の所有権を会社へ移転しなければならない。
 - a. 所有権が登録されている財産、及び土地使用権の場合、出資者は、当該財産の所有権、土地使用権の移転手続きを管轄機関にて行わなければならない。出資の目的たる財産の所有権の移転は、登録料を支払う必要がない。
 - b. 所有権が登録されない財産の場合は、確認書を作成の上、財産を引き渡す。引渡し確認書には、次の主な内容を記載しなければならない：本社の名称及び所在地；出資者の氏名、住所、身分証明書またはパスポート番号又身分を証明できる法的なものと設立決定番号または登録番号；財産の種類及び数量；出資の目的たる財産の総価値；法定資本とその出資総価値との比率；引渡日；出資者また代表委嘱者及び会社の法的代表者の署名；株式による出資、又はベトナムドン、強い外貨及び金以外の財産による出資の場合、財産の法的な所有権が完全に会社へ移転された後のみ、出資者として認められる。
2. 私営企業の営業活動に利用される財産は、企業へ所有権を移転する必要がない。

第 30 条. 出資の目的たる財産の評価

1. ベトナムドン、外貨、金以外の出資の目的たる財産は、発起社員（出資者）全員また評価査定組織により評価をされなければならない。
2. 企業設立時点における出資の目的たる財産の価値は、発起社員（出資者）また発起株主全員により評価され、全員が一致した上で決められる。出資の目的たる財産の評価価値が出資時期

における申告価値を上回る場合、財産評価に参加する全員は、評価終了日に評価価値と出資時期の申告価値の差額と会社の他の財産義務に対し、共同責任を負わなければならない。

3. 活動中に出資される財産は、企業と出資者との一致で評価され、または評価査定組織により評価される。評価査定組織が出資の目的たる財産を評価する場合、財産の価値は出資者及び企業により認めなければならない。出資の目的たる財産の評価価値が出資時期における申告価値を上回る場合、出資者また評価査定組織と会社の法定代表者は、評価終了日に評価価値と出資時期の申告価値の差額と会社の他の財産義務に対し、共同責任を負わなければならない。

第 31 条. 企業の名称

1. 企業の名称は、ベトナム語で表示しなければならない。数字または記号をつけることができるが、発音できなければならぬ。また、最低下記の二つの条件を満たさなければならない：
 - a. 企業の形態；
 - b. 自社の名前；
2. 企業の名称は、本社、支店、駐在事務所において書かれ、また貼られなければならない。ベトナム領土に置かれなければならない。企業の名称は、企業の発行するあらゆる取引書類、文書と出版物に印刷または明記されなければならない。
3. 本条の規定と本法第 29, 30, 31, 32 条の規定に基づき、営業登録機関は、企業の登録希望名称を拒絶する権利がある。経営登録機関の決定は最終的決定である。

第 32 条. 企業名付けにおける禁止事項

1. 登録されている他の企業の名称と重複しない又は誤解を招かないこと。
2. 政府機関、人民軍隊の所属機関・組織、政治組織、社会組織、政治・社会組織の名称を、企業の名称の全部文または一部として利用しないこと；当該組織・機関の承諾がある場合は除く；
3. ベトナム民族の歴史、文化、道徳の伝統に反対する言葉、記号を使用しないこと；

第 33 条. 外国語にて表示される企業名及び企業名の略語

1. 外国語で表示される企業の名称は、企業のベトナム語の名称からその外語に訳されたものである。外国語に訳するとき、企業の名称が無変換または当該の意味の外国語で表示される。
2. 企業、または企業の取引書類及び出版物における外国語で表示される企業の名称は、企業のベトナム語の名称より小さく印刷されなければならない。
3. 企業名の略語は、ベトナム語または外国語から略された名称である。

第 34 条. 重複する企業名及び誤解を招く企業名

1. 重複する企業名とは、企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称とまったく同じベトナム語での書き方、発音がある名称である。
2. 下記の場合、他企業の名称と誤解を招くとみなされる：
 - a. 企業の登録希望ベトナム語での名称が、登録されている他の企業の名称と同じ読み方がある場合；
 - b. 企業の登録希望ベトナム語の名称が、登録されている他の企業の名称とは「&」という記号だけが異なる場合；
 - c. 企業の登録希望名称の略が、登録されている他の企業の略名称とは重複する場合；
 - d. 企業の登録希望外国語での名称が、登録されている他の企業の外国語の名称と同じである場合；
 - e. 企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称の直後に数字、番号またはベトナム語のアルファベット（A, B, C, . . . ）という記号だけが異なる場合；ただし、名前を登録

- 希望企業が、登録されている企業の子会社である 場合は除く。
- f. 企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称の直前に「TAN」また直後に「MOI」という言葉だけが異なる場合；
 - g. 企業の登録希望名称が、登録されている他の企業の名称と、「MIEN BAC」(北部)、「MIEN NAM」(南部)、「MIEN TRUNG」(中部)、「MIEN TAY」(西 部)、「MIEN DONG」(東部) また同じ意味を持つ言葉だけが異なる場合；ただし、名称を登録希望企業が、登録されている企業の子会社である場合は除く。

第 35 条. 企業の本社

- 1. 企業の本社は、企業の連絡先、取引用書類の届け先であり、ベトナム領土に置かなければならぬ。本社の住所には、省又は中央直轄市、区・町・市、村、通り、番号、電話番号及び FAX 番号（あれば）を明確にかつ詳細に記載しなければならない。
- 2. 企業は、営業登録許可書を発行された日から 15 日以内、営業登録機関にオープン時間と勤務時間を知らせしなければならない。

第 36 条. 企業の印鑑

- 1. 企業は、自己の印鑑を持つ。企業の印鑑は、企業の本社に配置・保管されなければならない。印鑑の形式、内容及び印鑑作製条件、印鑑の使用制度は、政府の規定に従わなければならぬ。
- 2. 企業の印鑑は企業の財産である。企業の法的代表者は、法律の規定に基づき 企業の印鑑の使用・管理に責任を持つ。必要な場合、印鑑の発行機関の許可が あれば、企業は印鑑を二個持つことができる。

第 37 条. 企業の駐在事務所、支社及び企業の営業場所

- 1. 駐在事務所は、企業の所属組織であり、委任範囲内にて企業の代表として活動し、企業の利益を保護する責任を負う。駐在事務所の組織及び活動は、法律 の規定に従わなければならない。
- 2. 支社は企業の所属組織であり、委任に従う代表機能も含めて、企業の全て又 は一部の機能を実施する責任を負う。支社の業務は、企業の業務に適合しなければならない。
- 3. 企業の営業場所は、企業の具体的経営活動が行われる場所である。企業の営業場所は、本社の登録されている住所以外でも可能。
- 4. 支社、駐在事務所及び営業場所には、企業の名称をつけられなければならない、かつそれぞれ支社、駐在事務所及び営業場所の住所を確定するものを追加 する。
- 5. 企業は、国内又は外国に支社、駐在事務所を設立することができる。企業は、一箇所または数箇所の駐在事務所を行政境界上の同じ地方に置くことができる。支社と駐在事務所の設立手続きは、政府の規定に基づく。

第 3 章 有限公司

第 1 節 二人以上有限公司

第 38 条. 二人以上有限公司

- 1. 有限公司とは以下の特徴を有する企業である。
 - a. 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）は、組織でも個人でも認められるが、社員の総数が 50 名を越えてはならない。
 - b. 社員は、企業への出資額の範囲内で、企業の債務又はその他の財政義務 に対し責任を負う。
 - c. 社員の出資額の譲渡は、本条第 43, 44 と 45 条の規定に従って行わなければならぬ。
- 2. 有限公司は、営業登録証明書の発行日から常人格を有する。

- 3. 有限公司は、株を発行することができない。

第 39 条. 出資実行及び出資証明書の発行

- 1. 社員は、契約した出資金額、出資財産の種類及び期限どおり出資しなければ ならない。社員が登録した出資財産の種類の変更を希望する場合、他の社員全員からの承 諾を得なくてはならない。この場合企業は、変更を承諾する日から 7 日以内に 書面にて営業登録機関にその旨を知らせなければならない。企業の法的代表者は、営業登録機関に対しメンバーリストに掲載してある登録 出資状況を書面にて締切期日より 15 日以内に報告しなければならない。
上記の期限が切れてても書面による報告を行わない場合、また報告内容が正直でない、もしくは正確でない場合、企業の法的代表者は、企業と関係者に対しそれにより発生する損害について自己責任を負わなければならない。
- 2. 契約した金額及び期限どおりに出資しない社員がいる場合は、その社員が企 業の債務者になり、それにより発生する損害を賠償しなければならない。
- 3. 最終期限が切れてても約束した金額を出資できない社員がいる場合は、下記の 対策で足りない分を処理する：
 - a. 一人または何人かのメンバーは、足りない分を出資することを引き受け る；
 - b. 他者が企業へ出資するよう勧める；
 - c. 残りのメンバーは、企業の条例資本に占めるそれぞれ出資率に応じて、 共同責任を負い、足りない分を出資する； 本項の規定に従い足りない分が出資されたら、約束した通に出資しない社員は 当然企業のメンバーではない。この場合、企業は本法の規定に基づき営業登録 内容変更の手続きを行わなければならない。
- 4. 目標にした金額を十分に出資した時点で、社員は出資証明書が発行される。 出資証明書は、以下の主な内容を記載する。
 - a. 社名及び本社の所在地。
 - b. 営業登録証明書の番号及び発行日。
 - c. 会社の条例資本。
 - d. 社員が個人である場合、社員の氏名及び住所、国籍、身分証明証またパ スポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの； 社員が法人である場合、社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号また営業登 錄番号。
 - e. 社員の出資率及び額。
 - f. 出資証明書の番号及び発行日。
 - g. 会社の法的代表者の氏名及び署名。
- 5. 出資証明書が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄された場合、社員は、出資証明書の再発行を受けられる。

第 40 条. 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の名簿

- 1. 会社は、営業登録を行った後、直ちに社員の名簿を作成しなければならない。社員の名簿は、以下の主な内容を含まなければならぬ。
 - a. 社名及び本社の所在地。
 - b. 社員が個人である場合、社員の氏名及び住所、国籍、身分証明証またパ スポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの； 社員が法人である場合、社員の名所、所在地、国籍、設立決定番号また営業登 錄番号。
 - c. 出資時期における出資率及び出資額、出資時期、出資の目的たる財産の 種類、出資の目的たる財産それぞれの数量及び価値。
 - d. 社員が個人である場合は社員の署名； 社員が法人である場合は法的代表 者の署名。
 - e. 社員全員の出資証明書の番号及び発行日。

2. 社員の名簿は、会社の本社で保管される。

第 41 条. 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の権利

1. 二人以上有限会社の社員は以下の権利を有する。
 - a. 社員総会議（Board of Members Meeting）に参加し、社員総会の管轄問題について相談、提案及び議決すること；
 - b. 出資率に相当する議決権を持つ；
 - c. 社員の名簿、取引状況を記載する帳簿、会計帳簿、年度別財務報告及びメンバー評議会の記録帳簿と会社のその他の資料の一部または全部をチェック、調査、コピーと複製する権利がある。
 - d. 会社が納税義務及び法律の規定に従い他の財政義務を完了した後、出資率に担当する利益を分配されること；
 - e. 会社の解散・破産の際、会社の残余財産から出資率に相当する価値の分配を受けること；
 - f. 会社が法定資本を増資する際、追加出資することを優先される；かつ本法の規定に従い、出資分の一部又全部を譲渡する権利がある；
 - g. 社長（General Director 以下同じ）の義務の不履行により会社または社員が損害を受けた時、社員は社長（総社長）を告訴することができる；
 - h. 法律及び会社の定款の規定に基づき会社への自分の出資分を他の人に譲り渡す権利を有する；
 - i. 本法及び会社の定款に規定されるその他の権利；
2. 法定資本の 25%以上、又は会社の定款に定められたより低い比率を保有する社員として社員グループは、社員総会の問題を解決するために、社員総会を招集することができる；ただし、本条第 3 項に規定する場合は除く；
3. 法定資本の 75%以上を保有する社員がいる場合、かつ会社の定款には本条第 2 項の規定のようにより低い比率を定めない場合、社員は、当然本条第 2 項に規定される権利を有する。

第 42 条. 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）の義務

1. 契約した金額を期限どおりに出資し、会社の債務及びその他の財政義務に対し出資額の範囲内で責任を負うこと。本法第 43, 44, 45 と 60 条に規定する場合を除き、出資分の引き出しをしてはならない。
2. 会社の定款を遵守すること。
3. 社員総会の決定を執行すること。
4. 本法に規定されるその他の義務を負うこと。
5. 会社の名義で、下記の行為を行った時、社員は自己責任を負う：
 - a. 法律の規定に違反した行為；
 - b. 経営活動また他の取引を行い、他人に対し損害を来たす行為；
 - c. 会社の財務的リスクが起こる前に、期限が切れていない債務を支払う行為；

第 43 条. 出資分の買い戻し

1. 以下の問題に関する社員総会の決定に書面で反対する社員は、自らの出資分の買戻しを会社に要請することができる。
 - a. 社員の権利及び義務、社員総会の権限及び任務に関する定款の内容の改正、追加；
 - b. 企業再編；
 - c. 会社の定款に規定されるその他の問題；出資分の買戻しの要請は、書面で作成され、また本項第 a, b, c に記載される問題が決議された日から 15 日以内に会社へ送付されなければならない。
2. 本条第 1 項による社員の要請を受けた時、買戻しの価格に

ついて一致に至らない場合、会社は、要請書の受取日から 15 日以内に、相場または定款に規定される原則に基づいて価格を決め、当該社員の出資分を買戻さなければならない。ただし、出資分の買い戻しにかかる金額を支払う時、債務の返済及びその他の財務業務を完了していかなければならない。

3. 会社が本条第 2 項の規定に従い出資分の買戻しをしない場合、当該社員は、会社における自分の出資分を他の社員または外部の人に自由に譲渡することができる。

第 44 条. 出資分の譲渡

本法第 45 条 6 項の規定に定められる場合を除き、二人以上有限会社の社員は以下の規定に従い、自らの出資分の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。

1. 残りの社員に対し彼らの出資率に応じて、同様の条件でオファーしなければならない。
2. オファーをした日より 30 日の間に、残りの社員が買戻ししないか又は全てを買戻ししない場合のみ、外部の人に譲渡することができる。

第 45 条. 他の場合における出資分の処理

1. 個人である社員が死亡するか又は裁判所より死亡宣告をされた場合、死亡した社員の法的相続人または遺書による相続人は、会社の社員になる。
2. 社員の民事的な行為能力が制限されているか又は失った場合、その社員の権利及び義務は、後見人により執行される。
3. 以下の場合、社員の出資分は、本法第 43, 44 条に従って会社により買戻されるか、譲渡される。
 - a. 相続人が会社の社員になりたくない場合。
 - b. 本条第 5 項に規定される社員に贈られたか又は譲られた者が社員総会の承認を得られない場合。
 - c. 社員は解体・破産した組織である場合。
4. 個人である社員が死亡したが、相続人がいない場合、又は相続人が相続権を拒否するか相続権が剥奪される場合、その社員の出資額は民事法の規定に従い処理される。
5. 社員は会社における自らの出資分を一部または全部を他人に譲渡する権利を有する。

第 46 条 会社管理組織機構 二人以上有限会社は、社員総会、会長、社長（総社長）を含まなければならぬ。11 名以上の社員を有する有限会社は、監査役会がなければならない。他の場合、会社の管理組織仕組みにおける監査役会の設立は、諸社員の任意決定による、監査役会、監査役会長の権限、任務及び勤務制度、活動範囲は、会社の定款に規定される。

会長または社長（総社長 General Director）は会社の法的代表者である（会社の定款による）。会社の法的代表者はベトナム領土に常住しなければならない；もしベトナムを 30 日以上離れる場合、会社の法的代表者の権利と任務を他の者に書面に委嘱しなければならない；

第 47 条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会

1. 社員総会は、有限会社の社員全員から構成され、会社において最高権力をを持つ機関である。組織である社員は、委嘱代表者（例えば Board of Directors 以下同じ）を派遣し、社員総会に参加させる。会社の定款は社員総会に関して具体的に規定するが、社員総会は、毎年最低一回招集される。
2. 社員総会は、以下の権限及び任務を有する。
 - a. 会社の発展戦略と年度経営計画を決定する。
 - b. 法定資本の増資又は減資や資本の調達方法及び時点を決定する。
 - c. 会社の最新財務報告に記録される財務の総価値の 50% 又は定款に従うより低い比率に相当する又はそれを超える価値の

ある投資プロジェクト及び 投資方式を決定する。

- d. 市場の開発、マーケティング及び技術転移などの対策を決定する；ローンの借入契約、ローンの貸付契約、会社最新財務報告に記録される財産の総 価値の 50% 又は定款に従うより低い比率に相当する又はそれを超える価値のある財産の売却を承認する。
- e. 社員総会長の選任及び解任。社長（総社長）、会計長、及び会社の定 款に定められるその他の重要な地位に就く人の選任、解任、降格を決定する。
- f. 社長（総社長）、会計長、及び会社の定款に定められるその他の重要 な地位に就く人に対する給料、賞金、その他の福利制度を決定する。
- g. 年度財務計画、利益の使用・分配計画、損金処理計画を承認する。
- h. 会社の管理組織機関を決定する。
- i. 支社、支店、駐在事務所の設立を決定する。
- j. 会社の定款を改正、追加する。
- k. 会社の再編を決定する。
- l. 会社の解体を決定するあるいは破産を求める。
- m. 本法及び会社の定款に規定されるその他の権限及び任務。

第48条 委嘱による代表者

- 1. 委嘱代表者を指定することに関しては、書面を作成し、指定する日より 7 日以内に会社と営業登録機関に知らせなければならない。通知は、下記に内容 を含まなければならぬ：
 - a. 本社の名称と所在地、国籍、設立決定番号又は営業登録番号、設立決 定時点又は営業登録時点；
 - b. 出資率及び出資証明書の番号、発行日；
 - c. 指定された委嘱代表者の氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの。
 - d. 代表を委嘱する期間。
 - e. 社員の法的代表者と委嘱による代表者の氏名、署名；
 - f. 委嘱による代表者の変更がある場合は、変更を決定する日より 7 日以 内に会社と営業登録機関に知らせなければならない。委嘱による代表者は、会 社が知らせを受けた時点より変更される。
- 2. 委嘱による代表者は、下記の基準及び条件を満たさなければならぬ：
 - a. 民事的な行為能力が十分でなければならない。
 - b. 企業の設立・管理を禁じられる対象外である。
 - c. 経営管理または会社の主要経営分野における専門と経験がある。
 - d. 国家の出資分または国家の保有する株が条例資本の 50%以上 の会社の 子会社に関しては、親会社の管理者及び親会社の管理職を選任する権限のある 人の夫婦、父、養父、母、養母、子供、養子及び実の兄弟姉妹は、子会社の社 員総会における委嘱代表者として指定されてはならない。
- 3. 委嘱代表者は、社員の代行で本法に定められる社員総会のメンバーの権利 及び義務を執行する；社員の権利を執行する際、委嘱代表者に対する社員の如 何なる方式によるあらゆる制限は、第三者にとっては法律上無効である。
- 4. 委嘱代表者は、全て社員総会の会議に参加する義務を負う。そして、委嘱 した社員と会社の最大利益のため、社員総会のメンバ として権利と義務を正 直で、かつ最良の方法で責任を持って実現しなければならない。

第49条 会長

- 1. 社員総会は、社員全員から一人を選出し、会長に指名する。会長は、会社の社長（総社長）を兼任することができる。
- 2. 会長は、以下の権限及び任務を有する。

- a. 社員総会の事業計画及びスケジュールの準備また準備の促進；
- b. 社員総会議、社員の意見を聴取するための会議のスケジュール、計画及 び資料の準備また準備の促進；
- c. 社員総会、社員の意見を聴取するための会議を招集し、進行する；
- d. 社員総会の決定の執行を監督また監督の促進をする；
- e. 社員総会に代わり社員総会の決定に署名する；
- f. 本法及び会社の定款に規定されるその他の権限及び任務；
- 3. 会長の任期は最高 5 年間である。社員総会は会長の再選任を行うことができる。
- 4. 会社の定款に「会長が会社の法的代表者である」と規定する場合、全ての 取引資料もそれを明記しなければならない。
- 5. 不在のとき、会長は、会社の定款の規定に基づき書面にて会長の権利及び 任務の実現を一人の社員に委嘱する。被委嘱者がいない場合、又は会長は仕事 をする能力を一時的に失った場合、残りの社員は、その中の一人を選任し、多 数過半の原則に従い会長の権利及び任務の実現を臨時にその人に任せる。

第50条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会の招集

- 1. 会長及び本法第 41 条第 2、3 項による社員又は社員グループの要求がある 時、社員総会は招集されなければならない。定款に異なる規定がある場合を除 き、社員総会の会議は、会社の本社において行われなければならない。会長は、会議のスケ ジュール、内容を準備また準備促進をし、且つ社員総会を 招集する。社員全員は、会議の内容を書面にて提議することができる。提議書 類には、下記の主要内容を含まなければならぬ：
 - a. 社員の氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身 分を証明できる法的なもの（社員が個人である場合）；又は社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号、営業登録番号（社員が法人である場合）；社員または委嘱代表者の署名；
 - b. 出資率及び出資証明書の番号、発行日；
 - c. 会議への提議内容；
 - d. 提議した理由；
- 社員総会会議開始日より 1 日前まで規定どおりの内容を揃えた提議が本社へ送 付された場合、会長は、提議を承認し、社員 総会会議の内容へ追加しなければ ならない。会議開幕直前が提出される場合、会議への出席者全員の承認を得る 必要である。
- 2. 社員総会会議への招待は、招聘状、電話、ファックス、TELEX 又はその他の 電子手段で社員総会のメンバーそれぞれ宛に直 接送付しなければならない。招 聘する内容の中で、少なくとも会議の時間、場所とスケジュールを含まなければならぬ。会 議のスケジュール及び各種資料は、会議開催前までにメンバーへ届けなければならない。会議の中で会社の定款を改正・追加、会社の発展戦略、年度財務 計画、会社の解体。再編に関する資料は、会議開幕日より最低 2 日前までにメンバ へ届けなければならぬ。その他の資料に関しては、送付期限は会社の 定款により定められる。
- 3. 本法第 41 条第 2、3 項の規定に従い、会長が社員、社員 グループからの社 員総会招集の要請を受けた日より 15 日日 以内に、総会を招集しない場合、要請 した社員グループは社員 総会を招集する権利がある。この場合 必要であれば 営業登録機関に社員総会会議の組織・主催の観察を要求する。また社員は、自 己または会社の名義で社員総会会長が管理義務の不履行により彼らの合法的利益に 損をきたすことを訴える権利がある。
- 4. 会社の定款に規定がない場合、本条第 3 項に定められる社 員総会招集の要 請は、書面にて作成され、以下の主要内容を含まなければならぬ：
 - a. 要請する社員それぞれの氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を証明できる法的なもの（社員

が個人である場合）；又は社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号、営業登録番号（社員が法人である場合）；出資率及び出資証明書の番号、発行日。

b. 社員総会招集要請の理由及び解決すべき問題。

c. 社員総会会議のスケジュール。

d. 要請する社員または委嘱代表者の氏名、署名。

5. 本条第4項に定められる内容を備えない社員総会招集要請に関して、会長は、要請を受けた日より7日以内に書面にて社員、また社員グループ宛に知らせなければならない。

その他の場合、会長は、要請を受けた日より15日以内に社員総会を招集しなければならない。規定どおり総会を招集しない場合、会長は、会社または関連社員のそれにより生じた損害に関して法律上自己責任を負う。この場合、社員また社員グループは、総会を招集する権を有する。総会の招集・組織による合理的な費用は会社から返還される。

第51条 社員（会社構成メンバー、出資者、以下同じ）総会議の開催条件及び手続き

1. 社員総会は、会議に出席する株主の出資総額が条例資本の75%以上にならなければ開催することができない。具体的な比率は会社の定款による。

2. 本条第1項の条件が満たせず、第1回会議が開催できなかつた場合、第1回会議の開催予定日から15日以内に、第2回会議を招集しなければならない。第2回会議は、会議に出席する社員の出資総額が法定資本の50%以上にならなければ開催することができない。具体的な比率は会社の定款による。

3. 本条第2項の条件を満たさず、第2回会議も開催できなかつた場合、第2回会議の開催予定日から10日以内に、第3回会議を招集しなければならない。第3回会議は、出席する社員の人数また彼らの法定資本に占める比率にかかわらず開催される。

4. 社員又社員の委嘱代表者は、社員総会議へ出席し、決議に参加しなければならない。社員総会議の進行手続き及び決議方式は、会社の定款による。

第52条 社員（会社構成メンバー、出資者）総会の決議

1. 社員総会は、会議での議決又は書面による意見聴取又は定款に規定されるその他の方式によって懸案の問題を決定する。会社の定款に異なる規定がない場合、下記の問題に対する決定は、会議での議決により議定されなければならない：

a. 会社の定款を改正、追加する；

b. 会社の発展戦略を決定する；

c. 社員総会長の選任及び解任；社長（総社長）の選任、解任、降格を決定する；

d. 年度財務報告を承認する；

e. 会社の再編・解体を決定する；

2. 社員総会は、以下の場合において会議での議決によって決定する：

a. 決定に賛成する社員が会議出席者の出資総額の65%以上を保有する場合。具体的な比率は会社の定款による。

b. 会社の最新財務報告に記録される財産の総価値の50%又は定款に従うより低い比率に相当する又はそれを超える価値のある財産の売却、会社の定款の改正・追加、及び会社の再編・解体に関する問題については、賛成する社員が会議出席者の出資総額の75%以上を保有することが条件とする。具体的な比率は会社の定款による。

3. 書面による意見聴取を行うとき、賛成する社員の出資総額が法定資本の65%以上であれば、会社総会の決定は通過される。具体的な比率は、会社の定款による。

第53条 社員（会社構成メンバー、出資者）総会の議事録

1. 全ての社員総会は、議事録を作成しなければならない。

2. 社員総会の議事録は、閉会以前に完成及び承認されなければならない。議事録には以下の主な内容を記さなければならぬ。

- a. 会議の時間、場所及び目的、スケジュール；
- b. 出席した社員また委任代表者の氏名、出資率、出資証明書番号及び発行日；欠席する社員また委任代表者の氏名、出資率、出資証明書番号及び発行日；
- c. 討論・議決された問題；会議で諸問題それぞれに対し発表された意見のまとめ；
- d. 会議で発表された意見のまとめ；
- e. 議決された問題に対するそれぞれの総賛成票数、白票また拒否票；
- f. 承認された決定の内容；
- g. 出席した社員また委任代表者全員の氏名及び署名；

第54条 書面による意見聴取という方法に従う社員総会の決定通過手続 会社の定款には特別な規定がある場合を除き、書面による意見聴取をする権限及び手続きは下記のとおりである：

1. 会長は、書面により社員総会のメンバーの意見聴取を決定する権限を持つ。

2. 会長は、決定すべき内容についての報告・提案書、決定案や意見聴取用紙を作成し、社会総会全員宛に送付しなければならない。意見聴取用紙には、下記の主な内容を記さなければならない：

- a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号と日付、営業登録場所；
- b. 社員総会の社員の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又は他同等書類と出資率；
- c. 意見聴取対象の問題と次の順序どおりの回答：「賛成」「反対」「議決なし」；
- d. 会社へ回答済みの意見聴取用紙の送付期限；
- e. 社員総会長と社員の氏名、署名；意見聴取用紙は、定められた期限前に会社へ送付されることにより、法的効力があるとみなされる。

3. 会長は、開票及び開票結果報告書の作成の組織・指導し、会社へ送付期限日から7日以内に開票結果及び内容を、社員全員に知らせなければならない。開票結果報告は、本法第53条第2項に規定される主な内容を含まなければならない。

第55条 社長（General Director 総社長）

1. 会社の社長（General Director）は、会社の毎日に営業活動を運営し、社員総会に対し自らの権限及び任務の遂行について責任を負う者である。

2. 社長（General Director）は以下の権限を有する。

- a. 社員総会の決定の執行を指導すること；
- b. 会社の通常活動に関連する全ての問題を決定すること；
- c. 会社の経営計画及び投資計画の実施を指導すること；
- d. 社内管理規則を公布すること；
- e. 社員総会の管轄する職責を除き、会社における各管理者の指名、解任及び降格を決定すること；
- f. 会長の管轄する契約を除き、会社の代表として契約を締結すること；
- g. 会社の組織機構を提案すること；
- h. 社員総会に対し年度ごとの財務決算書を提出すること；
- i. 利益分配方式及び損金処理方法を提案すること；
- j. 労働者を雇用すること；
- k. 会社の定款、社長（General Director）と会社との雇用契約、及び社員総会の決定に従うその他の権限；

第 56 条 社員総会構成員及び社長（General Director）の義務

1. 社員総会構成員及び社長（General Director）は、下記の義務を負う。

- a. 会社及び会社所有主の合法的な利益を最大限に確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかかる懸命に遂行すること。
- b. 会社に利益をもたらすような商機を個人の目的或いは他者の目的に悪用してはならない。自らの地位により得た情報を私益或いは他の組織及び他者の利益のために悪用してはならない。自らの地位及び権限に便乗し、私益或いは他の組織および他者の利益のために会社の財産を悪用してはならない。
- c. 社員または社員の委任代表者及び関係を持つ人達の運営している或いは支配的な株式・出資金を持っている企業について会社へ迅速かつ正確に申告・報告しなければならない本申告・報告内容は、本社と支社において掲示しなければならない。
- 2. 支私期限が近づくローン及びその他の債務を返済できない場合、社長（総社長）は、昇給、褒賞を行わないこと。

第 57 条 社長（General Director）の資格及び条件

- 1. 社長（General Director）は、下記の資格及び条件を満たせねばならない：十分な民事的行為能力を有し、本法の規定に基づき会社の管理を禁じられる対象である。
- 会社の条例資本の 10%以上を保有するメンバーである；また社員ではないが、経営管理又は会社の主要営業分野に関する専門知識及び経験を持つ者である；もしくは会社の定款に規定するその他の資格及び条件を満たす者である。
- 2. 国の保有する株・出資の比率が法定資本の 50%以上を占める会社の子会社である場合、本条第 1 項に規定される資格及び条件の他に、その親会社の管理者及び管理者を任命する権限を持つ者との関係を持つ者（夫婦、父、養父、母、養母、子供、養子及び実の兄弟姉妹）を子会社の社長（総社長）に任命してはならない。

第 58 条 社員（会社構成メンバー、出資者）総会のメンバー及び社長（General Director）の報酬、給料、賞与

- 1. 会社は、営業の結果及び効率に応じて社員総会のメンバー、社長（General Director）及び他の管理者に報酬・給料・賞与を支払う自主権を持つ。
- 2. 社員総会のメンバー、社長（General Director）及び他の管理者の報酬・給料は、企業所得税に関する法律及びその他の関連法規に基づき会社の経費に計上され、また会社の年度財務報告で特別な項目に記録されなければならない。

第 59 条 社員（会社構成メンバー、出資者）総会の承認が必要とする契約・取引

- 1. 会社と以下の者との契約及び取引は、社員総会の承認を得なければならない：
 - a. 社員又は社員の委任代表者、社長（General Director）、会社の法的代表者；
 - b. 本条 a に規定する者と関係のある人たち；
 - c. 親会社の管理者あるいは親会社の管理職を選任する権限を持つ者；
 - d. 本条 c に規定する者と関係のある者；会社の法的代表者は、契約案、或いは取引の主な内容を明記する通知書を社員総会の全員に送付しなければならず、同時に会社に本社と支店（もしあれば）に掲示しなければならない。会社の定款に特別な規定がない場合、社員総会は、契約或いは取引を承認するかどうかを掲示日から 15 日以内に決定しなければならない。この場合、議決権付き資本の 75%以上を持つ社員グループの承認を得れば、契約又は取引が承認される。契約・取引と関連のある社員

は議決権を有しない。

- 2. 本条第 1 項の規定に従わない締結済契約・取引は、無効契約・取引と見なされ、法律の規定に従って処理される。会社の法的代表者及び関係した社員又はその社員と関係のある者は、発生した損害を賠償しなければならず、当該契約・取引の実施により得た利益を会社へ返却しなければならない。

第 60 条 法定資本の増資、減資

- 1. 会社は社員総会の決定の下で、以下のように法定資本を増加することができる。
 - a. 社員全員の出資総額を増加する；
 - b. 会社の財産価値の増加額に応じて条例資本を増加する；
 - c. 新規社員の出資を引き受ける；
- 2. 社員全員の出資総額を増加する場合、増加額は、社員に対し出資率に応じて割り当てる。法定資本の増資を反対する社員は、自己の出資率に応じて追加出資をしなくてもよい。その社員が追加出資を行わない場合、該当社員の出資率は、残りの社員に対し出資率に応じてさらに割り当てる。会社の定款に特別な規定がある場合を除き、新規社員の出資の引き受けによる増資は社員全員の承認を得なければならない。
- 3. 会社は社員総会の決定の下で、以下のように法定資本を減少することができる：
 - a. 社員に対し法定資本への出資率に応じて一部を払い戻す。ただし、2 年以上連續して経営活動を行い、かつ社員に払い戻した後でもローン及び他の債務を返済できることを保証できる場合のみとする。
 - b. 本法第 44 条の規定に従い、出資分を買取る；
 - c. 会社の財産価値の減少額に応じて法定資本を減少する；
- 4. 法定資本の増加・減少を決定日より 7 日以内に、会社は書面にて営業登録機関に通知しなければならない。通知書には、以下の主な内容を含まなければならない：
 - a. 本社の名称及び所在地；営業登録証明書の番号及び発行日；営業場所；
 - b. 氏名、住所、国籍、身分証明証またパスポート番号もしくは身分を正しくできる法的なもの（社員が個人である場合）；または社員の名称、所在地、国籍、設立決定番号、営業登録番号（社員が法人である場合）；社員全員の出資率；
 - c. 法定資本、増資、減資予定額；
 - d. 払い戻し予定時点と払い戻し方式；
 - e. 会長及び会社の法的代表者の氏名と署名；法定資本の増資の場合、通知書と一緒に社員総会に決定書を添付しなければならない。法定資本の減少の場合、通知書と一緒に社員総会の決定書と最新財務報告を添付しなければならない。外国の資本が法定資本の 50%以上である会社の場合、財務報告書は、独立会計監査機関により承認を受けなければならない。営業登録機関は、通知書を受けた日より 10 日以内に法定資本の増資・減資を登録しなければならない。

第 61 条 利益配分の条件

有限会社は、利益を配分することができるが、経営が黒字で、納税義務及びその他の財務上義務が完了され、また利益の配分を行った直後でも支払期限が切れたローン及び他の債務を返済できることを保証しなければならない。

第 62 条 収還済み出資分または配分済み利益の回収

定款資本の減少による出資額の一部の払い戻しが本法第 60 条第 3, 4 項の規定に違反するか又は利益配分が本法第 61 条の規定に従わない場合、社員全員は、会社に対し、受け取った金額及び財産を返却するか、受け取った金額及び財産返却するまで減少された資本額、配分された利益額に相当する財務を共同責任で負担しなければならない。

第 2 節 一人有限会社

第 63 条 一人有限会社

1. 一人有限会社とは、一つに組織又は一人の個人により所有される企業である（以下は会社の所有主と略する）所有主は、会社の法定資本の範囲内会社の債務及び他の財産上の義務に対する責任を負う。
2. 一人有限会社は、営業登録証明書の発給日から法人格を有する。
3. 一人有限会社は、株式を発行することができない。

第 64 条 会社所有主の権限

1. 組織である所有主は以下の権限を有する。
 - a. 定款の内容、定款の改正及び追加の内容を決定すること。
 - b. 会社に発展戦略及び年間経営計画を決定すること。
 - c. 会社の管理組織機関を決定すること。会社の各管理職の任命、解任、降格を決定すること。
 - d. 会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50%以上、或いは定款に規定されるより少ない比率に相当する価値のある投資プロジェクトを決定すること。
 - e. 市場開拓、マーケティング、技術に関連する対策を決定すること。
 - f. 会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50%以上、或いは定款に規定されるより少ない比率に相当する価値のある、ローン借入契約、ローン貸出契約および定款の規定するその他の契約の決定すること。
 - g. 会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50%以上、或いは定款に規定されるより少ない比率に相当する財産の売却を決定すること。
 - h. 会社法定資本の増資を決定すること。会社の全部又は一部を他の組織・個人へ譲渡することを決定すること。
 - i. 子会社の設立および他の会社への出資を決定すること。
 - j. 会社の営業活動の監査、監督及び評価を行うこと。
 - k. 会社の納税義務およびその他の財務上の義務を完了した後の利益の使用を決定すること。
 - l. 会社の再編、解散又は破産を決定すること。
 - m. 会社の解散又は破産手続きを完了した後の財産価値金額を回収する。
 - n. 本法及び定款に従うその他の権限。
 2. 個人である所有主は、以下の権限を有する。
 - a. 定款の内容、定款の改正及び追加の内容を決定すること。
 - b. 会社の定款に異なる規定がある場合を除き、投資・経営計画、会社の内部管理を決定すること。
 - c. 会社の全部又は一部を他の組織・個人へ譲渡することを決定すること。
 - d. 会社の納税義務およびその他の財務上の義務を完了した後の利益の使用を決定すること。
 - e. 会社の再編、解散又は破産を決定すること。
 - f. 会社の解散又は破産手続きを完了した後の財産価値金額を回収すること。
 - g. 本法及び定款に従うその他の権限。

第 65 条 会社所有主の義務

1. 登録した金額及び期限どおりに資本を出資しなければならないこと。約束した金額および期限に従わぬ場合、会社の債務および他の財産上の義務に対し連帶で責任を負わなければならない。
2. 定款を遵守する。
3. 所有主の財産と会社の財産を明らかに確定し区別しなければならない。個人である所有主は、自らおよび家族の家計と、

会長および社長（General Director）の費用を区別しなければならない。

4. 売買、ローン借入、ローン貸出、賃貸、リースなどに関する所有主と会社の契約は、関連法規に従わなければならぬ。
5. 本法及び会社の定款に規定されるその他の義務を履行する。

第 66 条 会社所有主の権限に対する制限

1. 会社所有主は、他の組織又は個人に対し資本の金額又は一部を譲渡する方の式のみで、資本の回収することができる。所有主は、他の方式で会社へ出資した資本の金額又は一部を回収した場合、会社の財務及び他の財産上の義務に対し連帶で責任を負わなければならない。法定資本の一部を他の組織又は個人に譲渡する場合、譲渡する日より 15 日以内に二人以上有限会社への変更を登録しなければならない。
2. 支払期限の切れたローン及び他の債務を十分に返済していない限り、所有主は利益を引き抜くことができない。

第 67 条 組織である一人有限会社の管理組織機構

1. 会社所有主は、本法と関連法規に従う自らの権限及び義務の履行のため、一人または数人を委任代表者として選任し、任期は最高 5 年間である。委任代表者は、本法第 48 条第 2 項に定められる基準及び条件を満たさなければならない。
2. 会社所有主は、いつでも委任代表者を変更する権利がある。
3. 所有主の委任代表者が二人以上である場合、会社の管理組織機構は、会長、社長（General Director）と監査役から成る。この場合、社員総会はすべて委任代表者を含む。
4. 委任代表者が一人である場合、同一人物が会社の会長になる。この場合、会社の管理組織機構は、会長、社長（General Director）と監査役から成る。
5. 会社の定款は社員総会または会長または社長（General Director）が会社の法的代表者であることを規定する。会社の法的代表者は、ベトナムに常住しなければならず、ベトナムの不在期間が 30 日間以上である場合、会社の定款に基づき会社の法的代表者の権利および任務の遂行を書面にて他者に委任しなければならない。
6. 社員総会、会長、社長（General Director）及び監査役の職能、権限と任務は、本法第 68, 69, 70 と第 71 条の規定に従う。

第 68 条 社員総会

1. 社員総会は、会社所有主を代表して所有主の権限及び義務の遂行を実現する。社員総会は、会社の名義で会社に権利と義務を履行する権を有する、本法及び関連法律の規定に従い、与えられた権限と任務の実現に関して法律と会社所有主に対する責任を負わなければならない。
2. 社員総会の権利、義務及び任務と勤務制度は、関連法律及び会社の定款の規定に従う。
3. 会社所有主は会長を任命する。会長の任期、権限及び任務は、本法の第 49 条及びその他の関連のある規定に従う。
4. 社員総会の招集の審査権・方式は、本法第 50 条の規定に従う。
5. 社員総会の 3 分の 2 以上に社員が出席する場合、社員総会議が行われる。会社の定款には特別な規定がない場合、社員総会のメンバーは同等議決権を有する。社員総会は、書面による意見聴取という方法により決定通過手続きを行うことができる。
6. 出席する社員の過半が承認するとき、社員総会の決定が通過される。会社の定款の改正・追加及び会社の再編、また会社の条例資本の全部又一部の譲渡に関する問題については、賛成する社員が会議出席者の 4 分の 3 以上ことが条件とする。定款には「会社の所有者の承諾を得る必要がある」という規定が

ある場合を除き、社員総会の決定は、通過された日より法的価値を有する。

7. 全ての社員総会は、議事録を作成しなければならない。社員総会の議事録の内容は、本法第53条に規定に従う。

第69条 会社の会長

1. 会社の会長は、会社所有主を代表して所有主の権限及び義務の遂行を実現する。会長は、会社に名義で会社の権利・義務を履行する権限を有する。本法及び関連法律の規定に従い、与えられた権限と任務の遂行について法律と会社所有主に対する責任を負わなければならない。

2. 会社における会長の権利、義務及び任務と勤務制度は、関連法律及び会社の定款の規定に従う。

3. 定款には異なる規定がある場合を除き、会社所有主の権限及び義務の遂行に関する会長の決定は、所有主からの承諾を得た日より法的価値を有する。

第70条 社長（General Director）

1. 社員総会または会社の会長は、会社の通常経営活動を運営するため、社長（General Director）を選任または採用する。社長（General Director）の任期は最高5年間である。社長（General Director）は、自らの権限と任務の遂行について法律と社員総会または会長に対する責任を負わなければならない。

2. 社長（General Director）は、下記の権限を持つ。

- a. 社員総会または会社の会長の決定の執行を指導すること；
 - b. 会社の通常活動に関する全ての問題を決定すること；
 - c. 会社の経営計画及び投資計画の実施を指導すること；
 - d. 社内管理規則を公布すること；
 - e. 社員総会または会長の管轄する職責を除き、会社における各管理者の選任、解任及び降格を決定すること；
 - f. 会長の管轄する契約を除き、会社の代表として契約を締結すること；
 - g. 会社の組織機構を提案すること；
 - h. 社員総会または会長に対し年度財務決算書を提出すること；
 - i. 利益配分方式及び損金処理方法を提案すること；
 - j. 労働者を雇用すること；
 - k. 会社の定款、社長（General Director）と会長との雇用契約に従うその他の権限；
3. 社長（General Director）は、下記の資格及び条件を満たせねばならない：
- a. 十分な民事的行為能力を有し、本法の規定に基づき会社の管理を禁じられる対象外であること。
 - b. 社員総会のメンバー、会長、社長（General Director）または監査役を任命する権限を持つ者との関係を持つ者でないこと。
 - c. 監査役は、会計・会計監査に関する高度専門知識また職業経験のある者でなければならない；もしくは、会社の主要営業分野に関する専門知識及び経験を持つ者でなければならない。或いは会社の定款に規定する資格及び条件を満たす者でなければならない。

を会社所有主に提案すること。

d. 定款の規定または所有主の要求及び決定に従うその他の任務。

3. 監査役は、本社と支店、駐在事務所のいかなる書類・資料でも参照することができる。社員、会長、社長（General Director）は、監査役の要求に従い、所有権の遂行、会社の管理、運営、経営活動に関する情報を十分にかつ迅速に提供する義務を負う。

4. 監査役は、下記の資格及び条件を満たせねばならない：

- a. 十分な民事的行為能力を有し、本法の規定に基づき会社の管理を禁じられる対象外であること。
- b. 社員総会のメンバー、会長、社長（General Director）または監査役を任命する権限を持つ者との関係を持つ者でないこと。
- c. 監査役は、会計・会計監査に関する高度専門知識また職業経験のある者でなければならない；もしくは、会社の主要営業分野に関する専門知識及び経験を持つ者でなければならない。或いは会社の定款に規定する資格及び条件を満たす者でなければならない。

第72条 社員総会構成員、会社の会長、社長（General Director）及び監査役の義務

1. 社員総会構成員、会社の会長、社長（General Director）及び監査役は、下記の義務を負う。

- a. 法律、会社の定款と与えられた権限及び任務の遂行に関する所有主の決定を遵守すること。
- b. 会社及び会社所有主の合法的な利益を最大限に確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行すること。
- c. 会社及び会社の所有主の利益を尊重し、会社の情報、経営秘訣、商機を、私益或いは他の組織及び他者の利益の目的に悪用してはならない。自らの地位及び権限に便乗し、私益或いは他の組織及び他者の利益の目的に会社の財産を悪用してはならない。
- d. 自分自身または関係を持つ人達の運営している或いは支配的な株式・出資金を持っている企業について会社へ迅速かつ正確に申告・報告しなければならない。
- e. 本申告・報告内容は、本社と支社において掲示しなければならない。
- f. 本法と定款に規定されるその他の義務。

2. 支払期限が近づくローン及びその他の債務を返済できない場合、社長（総社長）は、昇給、褒賞を行わないこと。

第73条 会社の管理者及び監査役の報酬、給料と他の利益

1. 管理者及び監査役は、会社の営業結果及び効率に応じて報酬、給料と他の利益を支払われる。

2. 会社所有主は、社員総会構成員、会社の会長及び監査役の報酬、給料と他の利益を決定する。管理者及び監査役の報酬、給料と他の利益は、企業所得税に関する法律及びその他の関連法規の基づき会社の経費に計上され、また会社の年度財務報告で特別な項目に記録されなければならない。

第74条 個人である一人有限会社の管理組織機構

1. 個人である一人有限会社の管理組織機構は、会社の会長と社長（General Director）から成る。会社所有主は同時に会社の会長である。所有主又は社長（General Director）は、会社の法的代表者であり、定款に明らかに規定されなければならない。

2. 会社の会長は、社長（General Director）を兼任するか、社長（General Director）になる他者を雇うことができる。

3. 社長（General Director）の権限、義務と任務は、会社の定款及び社長（General Director）と会長との雇用契約に規定される。

第71条 監査役

1. 会社所有主は一名から三名までの監査役を指名する。監査役の任期は3年を超えないとする。監査役は、与えられた権限及び任務の遂行について、法律と所有主に対し責任を負わなければならない。

2. 監査役は以下の任務を負う。

- a. 社員総会、社員の会長及び社長（General Director）による法律の遵守、誠実性と所有主の権限及び会社の運営・管理上の義務遂行について観察する。
- b. 所有主および関連国家機関へ提出する前に、財務報告、経営状況報告、管理業務評価報告およびその他の報告を審査する。そして所有主に審査報告を提出する。
- c. 管理組織機構、会社の経営活動における改正及び追加の対策

第 75 条 会社の関係者との契約・取引

1. 組織である一人有限会社と以下の者との各種契約及び取引は社員総会または会社の会長、社長（General Director）と監査役が検討の上、過半数原則により承認したものでなければならない。彼らはそれぞれ一つの議決権を持つ。
- a. 所有主。所有主との関係を持つ者。
 - b. 委任代表者、社長（General Director）、監査役。
 - c. 本項 b に規定された者との関係を持つ者。
 - d. 所有主の管理者、所有主の管理者を指名する権限を持つ者。
 - e. 本項 d に規定された者との関係も持つ者。
- 会社の法的代表者は、契約・取引の草案を社員総会または会社の会長、社長（General Director）及び監査役に送付しなければならず、また会社の本社及び各支店にてそれを掲示しなければならない。
2. 本条第 1 項に規定される契約及び取引は、以下の条件を満たさなければならない。
- a. 契約又は取引の当事者は、独立的な法的主体であり、別々の権利、義務、財産及び利益を有する。
 - b. 契約又は取引の価格は、契約の締結時点又は取引の実施時点における市場価格である。
 - c. 所有主が本法第 60 条第 4 項第 c に規定された義務を履行する。
 - 3. 本条第 1 項の規定に従わない契約・取引は、無効になり、法律の規定に従って処理される。会社の法的代表者及び契約の当事者は、当該契約・取引により、発生した損害を賠償し、取得した利益を還付しなければならない。
 - 4. 個人である一人有限会社と、その所有主又は所有主の関係者との全ての契約及び取引は、特別な書類に記録され、保管されなければならない。

第 76 条 法定資本の増資、減資

1. 一人有限会社は、法定資本の減資を行うことができない。
2. 一人有限会社は、所有主が追加出資を行うか或いは他者からの出資を受けることによって法定資本を増加することができる。所有主は、法定資本の増加方式及び増加額について決定権を持つ。他者からの出資を受ける場合、会社は、新社員が会社への出資を誓約してから 15 日以内に、二人以上有限会社への移行登録手続を行わなければならない。

第 4 章 株式会社

第 77 条 株式会社

1. 株式会社とは、以下の特徴を持つ企業である。
- a. 会社法定資本が複数の等分に分けられ、個々の等分が株式である。
 - b. 株主は、組織でも個人でも認められる。株主の人数は、最低 3 名で、上限はない。
 - c. 株主は、企業への出資額の範囲内で企業の債務及び財産上の義務について責任を負う。
 - d. 本法第 81 条第 3 項及び第 84 条第 5 項に規定される場合を除き、株主は、他の株式を自由に譲渡する権利を持つ。
2. 株式会社は、営業登録証明書の発給日から法人格を有する。
3. 株式会社は、資金調達のために各種の証券を発行する権利を持つ。

第 78 条 株の種類

1. 株式会社は、普通株式を発行しなければならない。普通株式を保有する者は、普通株主という。
2. 株式会社は、優先株式を発行することができる。優先株式を保有する者は、優先株式主という。優先株式には以下の種類がある。

- a. 議決権優先株式
- b. 配当金優先株式
- c. 償還優先株式
- d. 定款に規定されるその他の優先株式
- 3. 政府の委任を受けた組織及び発起株主のみが議決権優先株式を保有できる。発起株主の議決権優先株式は、会社の営業登録証明書の発給日から 3 年以内は 効力を持つ。その 3 年以降は、発起株主の議決権優先株式が普通株式になる。
- 4. 配当金優先株式、償還優先株式及びその他の優先株式を購入できる対象は、定款に規定されるか或いは株主総会により決定される。
- 5. 同種の株式を保有する株主は、同等に権利及び義務を有する。
- 6. 普通株式が優先株式に変更されることはない。優先株式は、株主総会の決定に従い、普通株式に変更される場合がある。

第 79 条 普通株主の権利

- 1. 普通株主は、以下の権利を有する。
 - a. 株主総会への参加、株主総会での発言表権及び議決権を直接行使するか、或いは委任代表者を通じて間接的に行使することができる。一つの普通株式に付 1 個を得る。
 - b. 株主総会の決定に従う配当金額を得る。
 - c. 保有している普通株主の比率に比例する新規発行株式の購入が優先される。
 - d. 本法第 84 条第 5 項に規定される場合を除き、保有している株式を他者へ自由に譲渡する。
 - e. 議決権優先株式の保有株式の名簿を検査、コピーすることができる。
 - f. 会社の定款、株主総会の議事録と株主総会の議決を検査、検索、コピーすることができる。
 - g. 企業解散・破産の際、保有している株式に相当する価値のある残余財産を受けられる。
 - h. 本法及び定款に規定されるその他の権利。
- 2. 6 ヶ月以上又は定款に従うより短い期間内に連続的に普通株式総数の 10% 以上を保有する株式又は株主グループは、以下の権利を持つ。
 - a. 取締役会、監査役会（あれば）への人事の推薦；
 - b. 取締役会の議事録と決議、ベトナムの会計制度の書式に従い半年間の財務報告書、年間財務報告書、監査役会の報告書の検査及びコピー；
 - c. 本条第 3 項に規定される場合には、株式総会の招集を要求することができる。
 - d. 必要な場合、監査役会に対し会社の管理及び運営に関する具体的な問題の検査を要求する。要求は書面にて作成されなければならず、個々の株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株式の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株式の場合）、株数、株登録時期、株主グループ全員の株主数、会社の全株の中の割合、検査すべき問題、検査目的などを明記しなければならない。
 - e. 本法及び定款に従うその他の権利。
- 3. 本条第 2 項に規定される株主又は株主グループは、下記の場合において株主総会の招集を要求する権を持つ。
 - a. 取締役会が株主の権利、管理者の義務を深刻に侵害した場合、与えられた権限を越えた決定を下した場合。
 - b. 取締役会の任期は 6 ヶ月を越えたが、新取締役会はまだ選ばれていない場合。
 - c. 定款に規定されたその他の場合。株主総会招集の要求は書面にて作成されなければならず、個々の株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は

営業登録の番号(法人である株主の場合)、株数、株登録時期、株主グループ全員の株式数、会社に全株の中の割合；株主総会招集要求の理由。要求書と共に、取締役会の違反程度又は権限を越えた決定に関連する書類と証拠も提出しなければならない。

4. 定款が特別な規定をする場合を除き、本条第2項aに規定された取締役会及び監査役会への人事の推薦は、以下の通り行われる。

- a. 取締役会及び監査役会への人事の推薦に関する条件を満たす普通株主グループは遅くとも株主総会の開会式に、グループの集合について株主総会に出席する株主全員に対し通知しなければならない。
- b. 本条第2項に規定された株式或いは株主グループは、取締役会及び監査役会の員数に応じて、株式総会の決定の下で取締役及び監査役になる候補者として一人又は数人を推薦する権利を持つ。当該株式・株主グループの推薦した候補者の人数が株主総会の決定による推薦可能な人数より少ない場合、残りの人数は、取締役会、監査役会及びその他の株式が推薦する。

第80条 普通株主の義務

1. 営業登録証明書を発行されてから90日以内に、誓約した株式数を購入し、会社への出資額の範囲内に会社に債務及び他の財務上の義務を対し責任を負う。会社が株式を買戻しするか、或いは他者へ譲渡する場合を除き、会社へ出資した普通株資本金の全額又は一部を上記の規定に従わない方式で回収した場合、会社の取締役会及び法的代表者は、回収された資本金額の範囲内で会社の債務及び他の財産上の義務に対し連帯責任を負わなければならない。
2. 定款及び内部管理規則を遵守する。
3. 株主総会、取締役会の決定を執行する。
4. 本法及び定款に従うその他の義務を履行する。
5. 普通株主は、社名の下に行われた以下の行為に対して個人的な責任を負わなければならぬ。

 - a. 法律の規定の違反。
 - b. 私益また他の個人・組織の利益にため経営活動、取引を行う行為；
 - c. 会社が財難に直面する可能性があるのに支払期限に達しない債務の支払。

第81条 議決権優先株式と議決権優先株主の権利

1. 議決権優先株式とは、普通株式より多い票数を有する株式を言う。議決権優先株式についての票数は、定款に規定される。
2. 議決権優先株主は以下の権利を持つ。

 - a. 株主総会の管轄問題について、本条第1項に規定される票数で議決する；
 - b. 本条第3項に規定される場合を除き、普通株主と同様の権利を持つ；
 - c. 議決権優先株主は、他者へ議決権優先株式を譲渡することができない。

第82条 配当金優先株式、配当金優先株主の権利

1. 配当金優先株式とは、普通株式の配当率又は年間固定配当率より高い比率で配当金が支払われる株式をいう。毎年、支払われる配当金には、固定配当金と特別配当金がある。固定配当金は、会社の営業結果によって左右されない。固定配当金の額及び特別配当金の算定方法は、配当金優先株式の株券に規定される。
2. 配当金優先株主の権利

- a. 本条第1項に従い配当金の支払を享受する；
- b. 企業の解体・破産の際、会社が債権者及び償還優先株主への支払いを完了した後、会社の残余財産から、会社へ出資した株資本金に相当する部分を享受する；

- c. 本条第3項に規定される場合を除き、普通株主と同様の権利を持つ；
3. 配当金優先株主は、議決権及び株主総会への出席権を有さず、取締役会及び監査役会への人事の推薦はできない。

第83条 債還優先株式、債還優先株主の権利

1. 債還優先株主とは、保有主の要求又は債還優先株主の株券に規定された条件に従って、いかなる時点でも株資本金の償還が受けられる株式をいう。
2. 債還優先株主は、本条第3項に規定される場合を除き、普通株主と同様の権利を持つ。
3. 債還優先株主は、議決権及び株主総会への出席権を有さず、取締役会及び監査役会への人事の推薦はできない。

第84条 発起株主の普通株式

1. 発起株主は、オファー可能な普通株式総数の20%以上と一緒に購入しなければならず、また会社の営業登録証明書を取得した後、購入を登録した株数の資本金を直ちに支払わなければならぬ。
2. 会社は、営業登録日から90日以内に、営業登録機関に対し株資本金の出資を通知しなければならない。通知書は以下の主な内容を含まなければならない。
 - a. 社名、本社の所在地、営業登録書の番号と日付、営業登録場所；
 - b. オファー可能な株主総数、発起株主の購入登録した株数；
 - c. 発起株主それぞれの氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号(個人である株主の場合)或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号(法人である株主の場合)、購入登録した株数、出資した株式の種類。
 - d. 発起株主全員の支払済の株式総数及び株価。
 - e. 会社の法的代表者の氏名と署名。遅延通知又は通知の内容が不正・不十分・不正確な場合、会社の法的代表者は、会社及び他者が受けた損害に対して個人的責任を負わなければならない。
 3. 購入契約した株価を十分に支払わない発起株主がいる場合、未払いの株価は、下記の方法で処理される：
 - a. 残りの発起株主は、会社へ出資した株資本金の割合に応じて足りない分を出資する。
 - b. 一人または何人かの発起株主は、その足りない分を出資する。
 - c. 発起株主ではない者がその足りない分を出資するよう勧める。この場合、出資する者は当然会社の発起株主となる。購入契約した株価を十分に支払わない発起株主は会社の発起株主の資格を失うとする。
 - d. 購入契約した株価を十分に支払わない限り、発起株主全員は、未払いの株価の範囲内で、会社の債務及び他の財産上の義務に対し連帯責任を負わなければならない。
 4. 発起株主がオファー可能な株式の全部購入を登録しない場合、残りの株数は、営業登録証明書を取得したから3年以内にオファーされ売却されなければならない。
 5. 営業登録証明書を取得したから3年以内に、発起株主は、普通株式を他の発起株主に譲渡することができるが、株主総会の承認を得ないかぎり、発起株主以外の人に譲渡することができない。この場合、株式の譲渡を予定する株主は、該当株式の譲渡について株主総会での議決権を持たない。譲渡される人は、当然会社の発起株主となる。

第85条 株券

株式会社により発行され又は帳簿に記録される、会社の一つ又は複数の株式の所有権を証明する書類を、株券という。株券の種類には、株主の氏名を明記するものと明記しないものがある。株券には以下の主な内容を明記しなければならない。

- a. 社名、本社の所在地；
 - b. 営業登録証明書の番号及び発給日；
 - c. 株式総数及び株式種類；
 - d. 一つの株式の額面金額、及び株券に記載される株式の額面総額；
 - e. 株主の氏名を明記する株券の場合は、株主の氏名、住所、国籍、身分 証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは 名称、所在地、国籍、設立決定書または営業登録の番号（法人である株主の場合）；
 - f. 株式譲渡手続きの概略；
 - g. 会社の法的代表者の署名及び会社の押印；
 - h. 会社の株主登記帳簿での登録番号、株券の発行日；
 - i. 優先株式の場合は、本法第 81、82 及び 83 条に従う他の内容；
- 会社の発行した株券の内容及び形式上の誤りがあつても、所有者の権利及び利益は影響を受けることはない。取締役会長及び社長（総社長）は、その誤りにより会社の受けた損害について連帯責任を負わなければならない。株券が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄された場合、株主は、会社に要請し、株券の再発行を受けられる。ただし、再発行申請書は以下の保証を記載しなければならない。
- a. 株券が紛失したり、破損したり、焼失したり、又はその他の理由で破棄されたことが確実である。その他、紛失した場合、全力を出して捜したこと、かつ見つけたら会社へ返却して処分してもらうことを誓約しなければならない。
 - b. 株券の再発行により発生する紛争に対し責任を負う。
 - c. 1000 万ドン以上の額面のある株券の場合、株券再発行申請書を受理する前に、会社の法的代表者は、株券の所有主に対し、新聞で株券の紛失・焼失・廃棄を公開するよう要求することができる。株券の所有主は、通知してから 15 日後、株券再発行申請書を提出することができる。

第 86 条 株主登記名簿

営業登録証明書を取得した後、株式会社は、株主登記帳簿を作成及び保管しなければならない。株主登記名簿は、書面、データ、又は書面とデータの両方の形式で作成することができる。株主登記名簿は以下の主な内容を含まなければならない。

社名、本社の所在地；
オファー可能な株式総数、オファー可能な株式の種類、オファー可能な種別株 数；
売却された種別の株数、出資された株価；

株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）；株主の保有している種別の株数、株主の登記日；株主登記名簿は、本社又は証券登記清算センターで保管するものとする。株主全員は、会社又は証券登記清算センターの勤務時間内であれば、いかなる時でも株主登記名簿の内容の参照、検査及びコピーができる。

株式総数の 5%以上を保有する株主は、保有株の比率が 5%に達してから 7 日以内に、権限を有する営業登録機関に対し登録しなければならない。

第 87 条 株のオファー及び譲渡

1. 取締役会は、オファー可能な株式のオファー時点、オファーオ方式及びオファー価格を決定する権利を持つ。株式のオファー価格は、以下の場合を除き、オファー時の市場価格或いは帳簿に登録された最新価値を下回ってはならない。

- a. 発起株主以外の人に対し初めてオファーされる株式。
- b. 株主全員に対しそれぞれの株式保有比率に応じてオファーされる株式。

c. プローカー又は保証人に対しオファーされる株式。この場合、プローカー及び保証人に対し割引額或いは割引率は、議決権を有する株式総数の 75%以上を保有する株主の承認を得なければならない。

d. その他の場合及びその他の場合の割引率は、定款の規定に従う。

2. 会社が普通株式を追加に発行し、普通株主全員に対しそれぞれの株式保有比率に応じてオファーする場合、以下の規定に従わなければならない。

a. 会社は株主全員に対し書面にて通知しなければならず、通知書が株主の住所に必ず到着するような方法で通知を行わなければならない。また、同通知は通知書の発行日から 10 日以内に、新聞に 3 回連続で公開しなければならない。

b. 通知書には、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）、保有している株数及び比率、発行予定の株式総数、購入可能な株数、株式のオファー価格、購入登録期限、会社の法的代表者の氏名、署名がなければならない。通知書に記載される期限は、株主が普通に株式購入の登録を行えるように合理的に設定されなければならない。

c. 株主は、自らの株式購入優先権を他者へ譲渡することができる。

d. 株式購入登録申請書が通知した期限内に会社に到着されない場合、当該株主が購入優先権を拒否したと見なされる。株主及び購入登録権の譲受人が発行予定の株式の全部を購入できない場合、残りの株数は取締役会が管理するものとする。取締役会は、会社の株主又は他者に対し適切な方式で配給できるが、株主総会の承認を得た場合或いは証券取引所に上場される場合を除き、株主にオファーされた条件より有利な条件で配分してはならない。

3. 本法第 86 条第 2 項に規定された情報が十分かつ正確に株主登記名簿に記録され、また株価の支払いが完了された後、株式は「売却された」と見なされる。その時点から、株式を購入した人は、会社の株主になる。

4. 株式が売却された後、会社は、株券を発行し、購入者にそれを引き渡さなければならない。会社は、株券を発行しないまま、株式を売却することができる。この場合、本法第 86 条第 2 項の規定に従って株主登記名簿に記録される株主の情報は、会社の株式の所有権を証明する十分な根拠となる。

5. 本法第 81 条第 3 項及び第 84 条第 5 項に規定された場合を除き、全ての株券は自由に譲渡できる。株券の譲渡は、書面での契約或いは手渡しの方式で行うことができる。譲渡関係書類は、譲渡者の譲受者、或いは彼らの委任を受けた者が署名しなければならない。譲受者の名前が株主登記名簿に記録されていない限り、譲渡者はそのまま関連株式の所有主と見なされる。株主の氏名の明記する株券で、株券にある株式の一部を譲渡する場合、当該株券は廃棄され、会社は譲渡された株式を証明する株券と残りの株式を証明する新しい株券を発行する。

6. 公衆への証券オファーの条件、方式、手続き及び手順は、証券に関する法律の規定に従わなければならない。政府は、個々の証券の発行について具体的に指導するものとする。

第 88 条 社債の発行

1. 株式会社は、社債、転換社債、定款及び法律に従うその他の社債を発行することができる。

2. 証券に関する法律が特別な規定をする場合を除き、会社は、以下の場合において社債を発行することができない。

- a. 前の 3 年間、会社は、発行した社債の元金と利息、或いは支払期限の切れた債務を十分に支払いできない場合；
- b. 前の 3 年間の税引き後平均利潤率が発行予定社債の利息

を上回らない場合。金融機関である債権者に対する社債の発行は、本項の a と b の規制を受けない；

3. 定款が特別な規定をする場合を除き、取締役会は、社債の種類、社債の総価値及び発行時点を決定することができるが、次回の会議で株主総会に報告しなければならない。報告書と共に、社債の発行に関する取締役会の決定を説明する資料・書類を提出しなければならない。

第 89 条 株式及び社債の購入

株式会社の株式及び社債は、ベトナムドン、外貨、金、土地使用権、知的財産権、技術、ノウハウ、及び定款に規定されるその他の財産で購入することができるが、支払いは一括に行わなければならない。

第 90 条 株主の要求に従う株式の買戻し

1. 会社再編、定款に規定された株主の権利と義務の変更に関する決定に反対する株主は、自らの株式の買戻しを会社に要求することができる。要求書は、書面で作成し、株主の氏名、住所、種別の株数、売出予定価格及び買戻し要求の理由を明記しなければならない。その要求書は、株主総会が上述の問題に関する決定を通過してから 10 日以内に会社へ送付されなければならない。

2. 会社は、本条第 1 項に規定された株主の要求を受け取ってから 90 日以内に、市場価格、或いは定款に規定されるその他の方法で、該当株主の株式を買戻さなければならない。買戻し価格について一致に至らない場合、当該株主は他者へ譲渡するか、或いは双方は評価専門組織に株式の評価を依頼することができる。会社は最低 3 つの組織を紹介し、株主はその中から一つを選出する。この組織の決定は最終決定とする。

第 91 条 会社の決定に従う株式の買戻し 会社は、以下の規定に基づき、売却された普通株式総数の 30%以下、及び売却された配当金優先株式の一部又は全部を買戻しすることができる。

1. 取締役会は、12 か月ごとに売却された株式の各種それぞれの 10%以下の買戻しを決定することができる。その他の場合の株式買戻しは株主総会が決定するものとする。

2. 取締役会は、株式の買戻し価格を決定する。普通株式の場合、買戻し価格は、本条第 3 項に規定された場合を除き、買戻し時点の市場価格を上回ってはならない。他種の株式の場合、定款が特別な規定をするか、或いは会社と株式との間に特別な契約がなければ、買戻し価格は市場価格を下回ってはならない。

3. 会社は、株式全員からそれぞれの株式保有比率に比例する株数を買戻すことができる。この場合、株主全員の株式の買戻しに関する決定は、通知日から 30 日以内に株主全員に周知されなければならない。通知書には、社名、本社の所在地、買戻し株式の総数、買戻し株式の種類、買戻し価格又買戻し価格の確定方法、支払の手続きと期限、会社への株式のオファー期限を明記しなければならない。株主は、会社へ必ず到着するような方法で自らの株式のオファーを通知日から

30 日以内に送付しなければならない。オファーには、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書：パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書または営業登録の番号（法人である株主の場合）、保有している株数、オファーされる株数、支払方法、株主又はその法的代表者の署名がなければならない。会社は、上記に期限以内にオファーされる株式のみを買戻しする。

第 92 条 買戻しされる株式の支払条件及び処理

1. 会社は、本法第 90 条及び第 91 条に規定に従って買戻しされる株式の支払いを行うことができるが、支払いを行った後

でも会社の債務及び他の財産上の義務を支払いできることを保証しなければならない。

2. 本法第 90 条及び第 91 条に従って買戻しされる株式は、回収される株式と見なされ、オファー可能な株式になる。

3. 買戻し対象の株式を証明する株券は、当該株式の支払が完了された後、直ちに廃棄されなければならない。取締役会長及び社長（総社長）は、株券を廃棄しない或いは廃棄を遅延したことによって会社を受けた損害に対し連帯責任を負わなければならない。

4. 買戻し対象の株式の支払が完了された後、会計帳簿に記録される会社の財産の総価値が 10%以上減少した場合、会社は、買戻し対象の株式の支払が完了してから 15 日以内に、債権者全員に対しその旨を通知しなければならない。

第 93 条 配当金の支払

1. 優先株式に対する配当金は、優先株式それぞれに適用される条件に従って支払われる。

2. 普通株式に対する配当金は、純利益の下で算定され、会社の保留された利益から支出される。株式会社は、納税義務及び他の財政上の義務が完了され、法律及び定款の規定する各種基金への積立及び以前の赤字額の補充を行った後のみ、株主に配当金を支払うことができる。ただし、配当金を支払った後でも支払期限が切れた債務及び他の財産上の義務を支払いできることを保証しなければならない。配当金は、現金、会社の株式、定款の規定するその他の財産で支払うことができる。配当金を現金で支払う場合は、ベトナムドンで行わなければならないが、小切手、或いは株主の住所への郵便での支払い指図によって支払うことが可能である。会社は、株主の銀行口座に直接振り込めるような株主の銀行の詳細な情報が通知された場合、銀行振り込みによって配当金を支払うことが可能である。株主の通知した銀行の詳細な情報通りに銀行への振込みを行った後、会社は、その振込みによって発生する損害（もしあれば）に対し責任を負わない。

3. 取締役会は、配当金の支払日より遅くとも 30 日前に、配当金を受ける株主の名簿を作成し、また種別の株式の配当率、配当金の支払期日及び支払方式を決めなければならない。配当金支払の通知書は、配当金の支払日より遅くとも 15 日前に、株主全員に送付されなければならない。通知書には、社名、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録の番号（法人である株主の場合）、株主の保有している種別の株式数、種別の株式の配当率、配当金総額、支払期日及び支払方式を明記し、会社の取締役会長と法的代表者の氏名、署名がなければならない。

4. 株主名簿の作成が完了してから配当金の支払期日までの間に、株主が株式を譲渡する場合、譲渡者は、会社からの配当金を受け取るものとする。

第 94 条 買戻しされる株式の支払金及び配当金の回収

買戻しされる株式の支払が本法第 92 条第 1 項、又は配当金の支払が本法第 93 条の規定に違反した場合、株主全員は、受け取った金額及び財産を会社へ払い戻さなければならない。払戻しができない株主及び取締役会全員は、払い戻されていない金額及び財産の範囲内で、会社の債務及び他の財産上の義務に対し連帯責任を負わなければならない。

第 95 条 株式会社の管理組織機構

株式会社は、株主総会、取締役会及び社長（General Director）を有しなければならない。個人である株主が 11 名以上である或いは会社の総株式の 50%以上を所有する法人である株主を持つ株式会社は、監査役会がなければならない。取締役会長又

は社長（General Director）が会社の法的代表者とする。会社の法的代表者は、ベトナムに常住しなければならず、ベトナムでの不在期間が 30 日間以上である場合、定款の規定に従い会社の法的代表者の権利および任務の遂行を書面にて他者に委任しなければならない。

第 96 条 株主総会

1. 株主総会は、議決権を持つ株主全員から構成され、株主会社において最高権力をもつ機関である。
2. 株主総会は以下の権限及び任務を負う。
 - a. 会社の発展戦略を承認する。
 - b. オファー可能な株式の種類及び種別の発行数を決定する。定款が特別な規定をする場合を除き、各種類の年間配当率を決定する。
 - c. 取締役及び監査役の選出、解任、解雇。
 - d. 会社の最新財務報告書に記録されている資産総価値の 50% 以上に相当する財産の売却・投資を決定する。
 - e. 定款に従う発行可能な株数の範囲内での株式追加発行により会社条例資本の調整を行う場合を除き、定款の改正および追加を決定する。
 - f. 年度財務報告を承認する。
 - g. 売却された各種の株式の 10% 以上を買戻しすることを決定する。
 - h. 会社および株主に対し損害を及ぼす違反行為を行った取締役と監査役の検討及び処分。
 - i. 会社の再編及び解体の決定。
 - j. 本法及び定款に従うその他の権限及び任務。
3. 組織である株主は、法律に規定される株主権利を行使するために、一人以上に委任代表者を派遣することができる。委任代表者として二人以上派遣する場合、委任代表者それぞれ代表する株数及び票数を明らかに決めなければならない。委任代表者の指名、解任、変更は会社に対し、直ちに書面にて通知しなければならない。通知書は以下の内容を含まなければならない。
 - a. 株主の氏名、住所、国籍、設立決定書又は営業登録証明書の番号；
 - b. 株主の保有している株数、種類及び株主登記日；
 - c. 委任代表者の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又は同等書類の番号；
 - d. 代表が委任される株数；
 - e. 代表が委任される期間；
- f. 委任代表者及び株主の法的代表者の氏名、署名；会社は、委任代表者に関する通知書を受け取ってから 5 日以内に、営業登録機関へ送付しなければならない。

第 97 条 株主総会の招集権限

1. 株主総会は、定期或いは臨時に行われ、年に最低 1 回招集される。株主総会はベトナム国内で行われなければならない。
2. 株主総会は、財政年度の終了日から 4 ヶ月以内に定期会議を行わなければならない。取締役会の要請がある場合、営業登録機関はその期限を延長できるが、財政年度の終了日から 6 か月を越えないこととする。株主総会の定期会議では、以下の問題を検討の上決議する。
 - a. 年度財務報告；
 - b. 会社経営管理状況の評価に関する取締役会の報告；
 - c. 取締役会と社長（General Director）による会社管理に関する監査役会の報告；
 - d. 各種の株式に対する配当率；
 - e. その他の管轄問題；
3. 取締役会は、以下の場合において株主総会の臨時会議を招集しなければならない。
 - a. 会社の利益のために株主総会の臨時会議を招集する必要が

- あると取締役会が判断した場合；
- b. 取締役会の員数が法律の規定員数より少なくなった場合；
 - c. 本法第 79 条第 2 項に規定された株主、株主グループが要求する場合；
 - d. 監査役会が要求する場合；
 - e. 定款に規定されるその他の場合；
 4. 定款が特別な規定をする場合を除き、取締役会は、本法第 3 項 b に規定する場合、また本法第 3 項 c、d に従う要求を受けてから 30 日以内に株主総会を招集しなければならない。取締役会が規定どおり株主総会の招集を行わない場合、取締役会長は、法律に對し責任を負い、かつ会社に対し発生した損害を賠償しなければならない。
 5. 取締役会が本法第 4 項の規定どおり株主総会の招集を行わない場合、監査役会は、30 日以内に取締役会の代わりに本法の規定に従って株主総会を招集しなければならない。監査役会が規定どおり株主総会の招集を行わない場合、監査役会長は、法律に對し責任を負い、かつ会社に対し発生した損害を賠償しなければならない。
 6. 監査役会が本法第 5 項の規定どおり株主総会の招集を行わない場合、本法第 79 条第 2 項に規定された株主、株主グループは、取締役会と監査役会の代わりに本法に規定に従って株主総会を招集することができる。この場合、必要であれば株主総会を招集する株主、株主グループは、営業登録機関が株主総会の招集及び実施を観察するよう要求することができる。
 7. 招集を行う者は株主総会に出席する権利をもつ株主名簿の作成、株主の名簿に関連する情報の提供及び紛争の解決、会議の議題及び日程表の準備、会議資料の準備、会議の開会時間と場所の決定、本法に規定される会議の出席権利をもつ株主への招待状の送付などを行わなければならない。
 8. 本法第 4、5、6 項の規定にしたがって、株主総会の招集及び実施にかかった費用は会社が支払う。

第 98 条 株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿

1. 株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿は、会社の株主登録帳簿の下で作成される。株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿は、会議招集の決定が出されてから作成され、株主総会の開会日より少なくとも 10 日前に完成されなければならない。但し、定款が特別な期間を規定した場合はその限りではない。
2. 株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿は、株主の氏名、住所、国籍、身分証明書、パスポート又はその同等書類の番号（個人である株主の場合）或いは名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登記番号（法人である株主の場合）、保有している種別の株数、株主登記日・登記番号を明記しなければならない。
3. 全ての株主は株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿を検査、参照、複写することができ、株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿に記載される自身の関連情報の修正及び追加を要求することができる。

第 99 条 株主総会の日程表及び議題

1. 招集を行う者は株主総会に出席する権利をもつ株主の名簿の作成、株主名簿に関連する情報の提供及び紛争解決、会議の議題及び日程表の準備、会議用資料の準備、会議の開会時間と場所の決定、本法に規定される会議の出席権利をもつ株主への招待状の送付などを行わなければならない。
2. 本法第 79 条第 2 項に定めた株主及び株主グループは株主総会で議論される問題を提案する権利を持つ。提案は書面で作成され、開会日より少なくとも 3 日前に会社に送付されなければならない。ただし、定款が特別期限を定める場合はその限りではない。提案書は、株主の氏名、保有している種別の株数、株主登記日・登記番号、会議で議論される問題などを明記しな

ければならない。

3. 株主総会の招集を行う者は、以下の場合のみにおいて、本条第 2 項に従う提案を拒否することができる。
 - a. 提案書の提出が遅い又は提案内容が不適切である場合
 - b. 提案問題が株主総会の管轄外の問題である場合
 - c. 定款の規定に基づくその他の場合
4. 本条第 3 項に定める場合を除き、株主総会の招集を行う者は、本条第 2 項に規定される提案を受取り、予定議題に組み込みなければならない。提案は、株主の承認を得た後、会議の日程表と議題へ正式に組み込まれる。

第 100 条 株主総会の招集

1. 株主総会の招集を行う者は、出席する権利をもつ株主全員に対して、開会日より少なくとも、7日前に招集状を送付しなければならない。ただし、定款が特別期限を定める場合はその限りではない。招集状は株主の住所に必ず到着するような方式で送付されなければならない。招待状は、会社の名称、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所、株主又は委任代表者の氏名、住所、会議の開会時間と場所を明記しなければならない。
2. 招待状と共に、会議への出席委任状の書式、会議の日程表、評決表、決定を認めるベースとなる議論資料、会議で議論される各問題の決議案も送付しなければならない。会社がホームページを持つ場合、株主全員への招待状の送付と共に招待状及び関連資料をホームページで公開しなければならない。

第 101 条 株主総会に出席する権利

1. 個人である株主及びその委任代表者は株主総会に直接出席するか、又は他人に対して株主総会への出席を書面で委任することができる。組織である株主は、本法第 96 条第 3 項に規定される委任代表者を指名しなければ、株主総会への出席を他人に委任することができる。
2. 株主総会に出席する代表者の指名は会社の規定する書式に従い、また以下の規定を遵守しなければならない。
 - a. 株主が個人である場合には、その株主及び委任代表者の署名が必要である。
 - b. 株主が組織である場合には、株主の委任代表者、法的代表者及び総会へ出席する委任代表者の署名が必要である。
 - c. その他の場合は、株主の法的代表者及び総会へ出席する委任代表者の署名が必要である。
3. 総会へ出席する委任代表者は、会議場に入る前に委任状を提出しなければならない。
3. 本条第 4 項に定める場合を除き、株主総会へ出席する委任代表者の評決は委任範囲内のものであれば、以下の場合においても効力をもつ。
 - a. 委任代表者を指名した者が死亡したか、又は民事行為能力が制限され、又は民事行為能力が失った場合。
 - b. 委任者が委任を終了した場合。
4. 株主総会の開始より 24 時間前に、本条第 3 項に定める出来事のいずれかにに関する書面通知を受けた場合、本条第 2 項の規定が適用されない。
5. 株主名簿の作成が完成してから株主総会の開会日までの間に、株式が譲渡される場合、株式の譲受者は株主総会に出席するものとする。

第 102 条 株主総会の開会要件

1. 株主総会は会議に出席する株主の評決権付株式の合計が 65%以上に達せば、開会することができる。具体的な割合は会社の定款による。
2. 本条第 1 項の要件を満たさず、第 1 回会議を開会できなかった場合、第 1 回会議の開会予定日より 30 日以内に、第 2 回

会議を招集しなければならない。第 2 回会議は、会議に出席する株主の評決権付株式の合計が 51%以上に達せば、開会することができる。具体的な割合は会社の定款による。

3. 本条第 2 項の要件を満たさず、第 2 回会議も開会できなかった場合、第 2 回会議の開会予定日より 30 日以内に、第 3 回会議を招集しなければならない。第 3 回会議は、出席する株主の人数を問わず、開会される。
4. 株主総会のみが、本法第 94 条に定める招待状と共に、株主に送付された会議の日程表を変更する権限をもつものである。

第 103 条 株主総会進行手続及び評決方式

定款が別途の規定を定める場合を除き、株主総会の進行手続及び評決形式は以下の規定に従う。

1. 株主総会への出席の登録手続は出席の権利をもつ株主全員が参加できるように開会の前に行なわれなければならない。登録の際、出席者は会議で議論される問題に応じる評決票を受けられる。
2. 株主総会の議長は秘書及び評決審査委員会は以下の規定に基づいて、指名される。
 - a. 取締役会長は取締役会の招集する会議の議長をする。会長が欠席するか又は就業能力が臨時に失った場合、残りの取締役から一人を議長として選出する。残りの取締役の如何なる者も議長として担当できない場合、職位の最も高い取締役が司会として、株主総会が評決によって議長を選出する。票の最も多い者が議長となる。
 - b. その他の場合、株主総会の招集決定書に署名した者が司会とし、株主総会が評決により議長を選出する。票の最も多い者が議長となる。
 - c. 議長は一人を選出して、株主総会の議事録を作成する秘書に指名する。
3. 株主総会は議長の要請の下で、3 人を超えない評決審査委員会を評決により選出する。
3. 会議の日程表と議題は、株主総会が開会式で通過しなければならない。日程表には、議題の議論時間帯を明確かつ具体的に確定しなければならない。
4. 株主総会の議長及び秘書は会議が通過された日程表に従って順調に行なわれるか又は会議に出席する多数者の意見・希望を反映できるように自己判断によって必要な活動を行うことができる。
5. 株主総会は日程表に記載された問題ごとに議論した後、評決する。評決は評決案に対する賛成票、次に反対票を集め、その後、賛成票及び反対票とその他の票を数える。開票結果は議長が株主総会の閉会前に公表する。
6. 株主又は委任代表者は株主総会が開会された後に会議場に着いても、出席を登録でき、登録を行った直後に評決に参加する権利をもつ。議長は、遅刻者の登録のために会議を停止してはならない。この場合、行なわれた表決の結果が影響されない。
7. 株主総会を招集する物は以下の権利をもつ。
 - a. 出席者全員が検査又はその他のセキュリティ対策を受けるよう求めること。
 - b. 権限を有する機関に対して、会議の秩序維持を求め、議長の指導に従わざ、会議進行を妨害する又はセキュリティ対策の規定を守らない者を株主総会から放出するよう求めること。
8. 議長は以下の場合において、出席者の数が規定の人数に達した株主総会の会議を別の日に延期するか、又は別の場所へ移動するよう求めること。
 - a. 会議場が狭く、出席者全員に十分なスペースがない場合
 - b. ある出席者が株主総会を妨害して、秩序を乱し、採用しているセキュリティ対策でも抑えられず、株主総会が公正かつ合法的に行なわれない可能性がある場合。
9. 議長が本条第 8 項の規定に従わない理由で株主総会の会議

を延期するか又は一時的停止する場合、株主総会は出席している者から一人を議長として選出することができる。会議で行なわれた全ての評決の効力は変わらない。

第 104 条 株主総会決定の通過

1. 株主総会は会議での評決又は書面による意見聴取によって管轄内の議題に関する決定を通過する。
2. 定款が特別な規定を定めない場合、以下の問題に関する決定は、株主総会での評決によって通過されるものとする。
 - a. 定款の改正及び追加
 - b. 会社の発展方針の決定
 - c. 株式の種類、販売可能な各種の株数
 - d. 取締役及び監査役の選出、解任
 - e. 定款には、具体的な割合を定めない場合、会社の最新財務報告に記載される財産総額の 50%以上に相当する財産の投資又は売却
 - f. 年度財務報告の通過
 - g. 会社の再編成又は解散
3. 株主総会の決定は以下の場合において、会議で通過されるものとする。
 - a. 決定に賛成する株主が出席者の評決票総数の 65%以上を保有する場合。具体的な割合は定款による。
 - b. 株式の種類、販売可能な各種株式の数、定款の改正・追加、会社の再編成・解体。会社の最新財務報告に記載される財産総額の 50%以上に相当する財産の売却などに関する問題については、定款が別途の規定を定める場合を除き、賛成する株主が出席者の評決票総数の 75%以上を保有することが条件とする。具体的な割合は定款による。
 - c. 取締役及び監査役の選出に関する評決は票数集中方式で行なわれる。すなわち、一人の株主の評決権総数は保有している株式に相当する票数を、評決対象の取締役又は監査役の人数に乗ずる。株主は自らの票数を一人又は数人の候補者に集中的に評決することができる。
 4. 直接出席するか又は委任代表者を通じて、間接に出席する株主全員の保有する株式総数が評決権付株式の総数の 100%に相当する株主総会で承認された決議は招集手続・手順・会議の日程表・議題と進行形式が規定に従わなかった場合でも効力を有する。
 5. 書面による意見聴取を行う場合、賛成する株主が評決権付株式の総数の 75% 以上を保有すれば、株主総会の決定は通過されるとする。具体的な割合は定款による。
 6. 株主総会決議は株主総会の会議に出席する権利をもつ株主全員に対して、決議の承認日より 15 日以内に周知されなければならない。

第 105 条 株主総会の決議を通過するための書面による株主の意見聴取を行う権限及び形式

定款が別途の規定を定める場合を除き、株主総会の決議を通過するための書面による株主の意見聴取を行う権限及び形式は以下の規定に従うものとする。

1. 取締役会は会社の利益に必要と判断した場合、いつでも株主総会の決議を通過するために書面による株主の意見聴取を行う権限がある。
2. 取締役会は意見聴取用紙、株主総会の決議案、決議案の説明資料を準備するものとする。意見聴取用紙、株主総会の決議案、決議案の説明資料は株主の住所に必ず到着するような方法で送付されなければならない。
3. 意見聴取用紙は以下の主要な内容を含む。
 - a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所
 - b. 意見聴取の目的

c. 株主又はその委任代表者の氏名、住所、身分証明書、パスポート、又は同等書類の番号(個人である株主の場合)或いは、名称、所在地、国籍、設立決定書又は営業登録番号(法人である株主の場合)、種別の株数及び票数。

- d. 見聴取対象の問題
- e. 評決案：「賛成」、「反対」と「意見なし」
- f. 回答済みの意見聴取用紙の送付期限
- g. 会社の取締役会長及び法的代表者の氏名、署名
4. 回答済みの意見聴取用紙は、株主が個人である場合は、株主の署名、株主が法人である場合は、株主の委任代表者又は法的代表者の署名がなければならない。会社へ送付される意見聴取用紙は密封された封筒に入れなければならず、開票前に如何なる者も開封してはならない。意見聴取用紙に記載された期限が経過した後に到着したか或いは開封された用紙は法的な効力がないと看做される。
5. 取締役会は監査役又は会社での管理職務に就いていない株主の立会を得ながら開票し、開票結果に関する報告書を作成しなければならない。
 - a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所
 - b. 意見聴取の対象問題と目的
 - c. 評決に参加する株主の人数及び票総数。法的な効力のある票と法的な効力のない票を明記し、評決に参加する株主の名簿を同封する。
 - d. 問題ごとにに対する「賛成」、「反対」と「意見なし」、それぞれの票数
 - e. 通過された決議
 - f. 会社の取締役会長、法的代表者及び開票監督者の氏名、署名
 - b. 取締役、開票監督者は、開票結果報告の誠実性及び正確性、並びに開票作業の不誠実と不正確によって通過された決議から発生する損害について連帯責任を負う。
6. 開票結果報告は開票終了日より 15 日以内に株主全員へ送付されなければならない。
7. 回答済みの意見聴取用紙、開票結果報告書、通過された決議の全文、意見聴取用紙と封筒される関連資料のすべては本社で保管されなければならない。
8. 意見聴取によって通過された決議は、株主総会で通過されたものと同等の効力を持つものである。

第 106 条 株主総会の議事録

1. 株主総会は会社の議事録帳簿に記録されなければならない。議事録はベトナム語で作成されなければならない、ベトナム語版と外国語版の両方を作成することが可能であるが、以下の主な内容を記載しなければならない。
 - a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所
 - b. 株主総会の時間と場所
 - c. 株主総会の日程表と議題
 - d. 議長と秘書
 - e. 株主総会の経緯及び議題ごとにに対する意見のまとめ
 - f. 出席した株主の人数、及び評決票の総数。出席した株主・代表者の登録名簿も同封する。
 - g. 評決対象問題ごとにに対する評決票の総数、「賛成票」、「反対票」、「その他の票」の数と評決票数におけるその割合を明記する。
 - h. 通過された決議の内容
 - i. 議長と秘書の氏名、署名
2. 株主総会の議事録は会議の閉会前に完成され、通過されなければならない。
3. 株主総会の議長及び秘書は議事録の誠実性と正確性について

連帯責任を負う。株主総会の議事録、出席した株主の名簿、通過された決議の全文、招待状と同封した資料のすべては会社の本社で保管されなければならない。

第 107 条 株主総会決議の取り消し要請

株主総会議事録又は意見聴取の開票結果報告書を受け取ってから 90 日以内に株主、取締役、社長および監査役は以下の場合において、通過された株主総会決議の取り消しを裁判所又は仲裁に要求することができる。

1. 株主総会の招集手続き及び手順が本法及び定款の規定に従わなかった場合。
2. 決定の内容が法律又は定款の規定に違反した場合。

第 108 条 取締役会

1. 取締役会は株式会社の管理機関である、株主総会の管轄問題を除き、会社の代表として、完全な決定権をもち、会社の権利と義務を行使する機関である。

2. 取締役会は以下の権限及び責任を負う。

- a. 会社の中期発展戦略・計画及び年度経営計画の決定
- b. 売却可能な株式の種類、各種株の発行数の提案
- c. 売却可能な株式の範囲内での新規株式売却の決定。資金調達のためのその他の方法の決定
- d. 株式及び債券の売却価格を決定する
- e. 本法第 91 条第 1 項に定める株式の買い戻しを決定する。
- f. 本法及び定款に定める権限及び範囲に従う投資計画及び投資プロジェクトの決定
- g. 市場拡大、マーケティング及び技術などの対策の決定。会社の最新財務報告書に記録される財産の総価値の 50%以上又は定款の規定より低い比率に相当する価値のある売買契約、ローンの借り入れ契約、ローンの貸付契約及びその他の契約を承認する。ただし、本法第 120 条第 1 項と第 3 項に定められる契約・取引を除く。
- h. 社長及び定款に定められるその他の重要な職位に就く人の選任、任免、降格、契約の締結・終了、彼らの給与制度及びその他の福利制度を決める。他の企業の株式及び出資資本の所有権を行使するための委任代表者を派遣し、彼らの報酬制度及びその他の福利制度を決める。
- i. 会社の日常業務運営について、社長及びその他の管理者を監督し指導する。
- j. 会社の管理組織機構、社内管理原則を決める。子会社、支店、駐在事務所及びその他の企業への出資及び他の企業の株式の購入を決める。
- k. 株主総会の日程表、議題及び参考資料を認める。株主総会の招集、株主総会の決定を承認するための意見聴取を行う。
- l. 株主総会に年度財務決算報告書を提出する。
- m. 配当率を提案し、配当金の支払期日と支払い手続、又は経営活動から発生した損金の処理方法を決める。
- n. 会社の再編成、解体及び破産を提案する。
- o. 本法及び定款に定めるその他の権限及び任務。
3. 取締役会は会議での評決、書面による意見聴取又は定款の規定に基づく方法によって決定を承認する。取締役は一人につき一つの投票権を有する。
4. 取締役会は機能及び任務を遂行する際、法律、定款及び株主総会の決議を遵守しなければならない。取締役会が法律、定款の規定に違反する決定を下し、会社に損害を及ぼした場合、当該決定を承認した取締役は会社への損害賠償について連帯責任を負い、取締役会の議事録に従って、当該決定に抗議した取締役は損害賠償責任が免除される。この場合、会社の株式を継続して 1 年以上所有する株主は取締役に対して当該決定の実施の中止を求めることができる。

第 109 条 取締役の任期及び人数

1. 定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役の人数は 3 人から 11 人までとする。ベトナムに常駐しなければならない取締役の人数は定款の規定による。取締役の任期は 5 年以内とし、取締役の再任は可能であり、取締役一人の再任回数は制限されない。
2. 取締役の任期が終了したが、新任期の取締役が決まっていない場合、前期の取締役会は新任期の取締役が選出されて仕事を引き継ぐまで、引き続き存在するものとする。
3. 任期中に追加任命される取締役又は解任された者の後任に就かせる取締役の任期は、現任取締役会の任期の残存期間である。
4. 取締役が必ずしも会社の株主であることはない。

第 110 条 取締役の資格及び条件

1. 取締役は以下の資格及び条件を満たされなければならない。
 - a. 十分な民事行為能力を有し、本法の規定に従って、会社管理を禁じられる者以外の者である。
 - b. 会社の普通株式総数の 5%以上を保有する個人株主である。他の場合、経営管理又は会社の主な業務について専門知識及び経験を持つ者である、又は定款に定めるその他の資格及び条件を満たされなければならない。
2. 国が保有する株の比率が定款資本の 50%以上を占める会社の場合、その親会社の管理者との関係をもつ者、及び管理者を任命する権限をもつ者との関係をもつ者を子会社の取締役に任命してはならない。

第 111 条 取締役会長

1. 株主総会又は取締役会は、定款の規定に従って、取締役会が選任する場合は、取締役のうち一人を会長として選任する。定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役会長は会社の社長を兼任することができる。
2. 取締役会長は以下の権限及び責任を負う。
 - a. 取締役会の活動計画・プログラムの作成
 - b. 取締役会議の日程表、議題、及び参考資料の準備又は準備の指導。取締役会を招集し、取締役会議の議長を務める。
 - c. 取締役会の決定を承認する。
 - d. 取締役会の決定の実施を監督する。
 - e. 株主総会の議長を務める。
- f. 本法及び定款に規定されるその他の権限及び任務
3. 取締役会長が不在の場合、取締役会長は定款の規定に従って、他の取締役に取締役会長の権限の履行を委任する。取締役会長が委任をしない場合、あるいは、取締役会長が与えられた任務を履行できない場合、残りの取締役から過半数原則により選出された者取締役会長に臨時に勤める。

第 112 条 取締役会議

1. 取締役会は評決の終了日より 7 日以内に最初の取締役会議を行わなければならず、会長を選出し、管轄決定を下す。この最初の取締役会議は最も多くの票数を得た取締役を招集するものとする。最も多くの票数を得た人が二人以上である場合、当該者から協議の上で、過半数原則により選出される者は最初の取締役会議を招集する。
2. 取締役会議は定期取締役会議及び臨時取締役会議がある。取締役会は会社の本部或いはその他の場所で行うことができる。
3. 取締役会長は自己判断で必要に応じて取締役会を招集するが、毎四半期に少なくとも 1 回行わなければならない。
4. 取締役会長は以下のいずれかの場合、取締役会を招集しなければならない。
 - a. 監査役会からの要請書がある場合
 - b. 社長又は管理社の 5 名以上からの要請書がある場合
 - c. 取締役 2 名以上からの要請書がある場合

- d. 定款の規定に従うその他の場合
- e. 要請書は書面で作成されなければならなく、かつ、目的、議題及び取締役会の管轄決定権を明確に規定しなければならない。
- 5. 取締役会長は、本条第4項に定める要請書を受け取ってから15日以内に取締役会を招集しなければならない。取締役会長は取締役会を招集しない場合、取締役会長は会社に対して発生する損害について責任を負う。要請書を提出した者は取締役会長の代わりに取締役会を招集することができる。
- 6. 定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役会長又は取締役会の招集を行う者は開会日より遅くとも5日前に招待状を送付しなければならない。招待状は、会議の時間、場所、日程表、議題及び決定案を明記しなければならない。招待状と共に取締役会の参考資料と評決票も送付しなければならない。招待状は郵便、ファクス、電子メール又はその他の方法で送付することができる。ただし、会社に登録された取締役の住所に必ず到着するような方法で送付しなければならない。
- 7. 取締役会長又は取締役会の招集を行う者は、招待状と関係資料を監査役及び社長へも取締役と同様に送付しなければならない。取締役を務めない監査役、社長は、全ての取締役会議に出席して協議できるが評議權を持たない。
- 8. 取締役会議は取締役全員の3/4以上が出席すれば開会される。会議に直接出席できない取締役は書面での評決によって評決權行使することができる。評決票は、密封された封筒に入れなければならず、開会時点より遅くとも1時間前、取締役会長の所に到着しなければならない。評決權は出席している取締役全員の前で開票されなければならない。取締役会の決定は出席している取締役の過半数をもって通過される。評決が割れた場合、会長は決定権をもつ。
- 9. 取締役はすべての取締役会議に出席する責任を負う。取締役会の過半数の承認を得た場合、取締役は取締役会への出席を他人に委任することができる。

第113条 取締役会議の議事録

- 1. 取締役の会議は会社の議事録帳簿に記録されなければならない。議事録はベトナム語で作成しなければならず、ベトナム語版及び外国語版の両方を作成することができるが以下の主要な内容を記載しなければならない。
 - a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所
 - b. 取締役会議の時間と場所
 - c. 取締役会議の日程表と議題
 - d. 取締役又は委任代表者の氏名、出席しなかった取締役の氏名と出席しない理由
 - e. 取締役会議で議論され、評決された議題
 - f. 取締役会議の経緯及び議題ごとにに対する意見のまとめ
 - g. 評決結果、賛成した取締役、反対した取締役、その他の取締役を明記する。
 - h. 通過された決定
 - i. 出席した取締役及び委任代表者の氏名、署名
 - j. 議長及び秘書は取締役会の議事録の誠実性と正確性について責任を負う。
- 2. 取締役会議の議事録及び使用された資料は、会社の本社で保管される。
- 3. 議事録のベトナム語版と外国語版は同等の法的効力を有する。

第114条 情報提供の要求に関する取締役の権利

- 1. 取締役は社長、副社長、及び各所属組織の管理者に対して、会社、所属組織の財務状況、経営活動などに関する情報及び資料の提供を要求することができる。
- 2. 要求を受けた管理者は取締役の要求に従って、情報及び資料

を遅滞なく十分かつ正確に提供しなければならない。

第115条 取締役の解任、解雇及び増員

- 1. 取締役は以下の場合において解任・解雇される。
 - a. 本法第110条に定める資格及び条件を満たさない場合
 - b. 取締役会の活動に連続6か月参加しない場合
 - c. 辞任の場合
 - d. 定款に規定されるその他の場合
- 2. 本条第1項に定めた場合以外に、取締役はいつでも株主総会の決定に従って解雇される。
- 3. 取締役の人数が定款に規定される定数の1/3以上減った場合、取締役会は60日以内に株主総会を招集し、新しい取締役を追加しなければならない。その他の場合、次回の株主総会は解雇又は解任された取締役の後任に就かせる新しい取締役を選任する。

第116条 社長

- 1. 取締役会は、取締役の中から又は外部の人を社長に選任する。定款には取締役会長が会社の法的代表者であるという規定があれば、社長は会社の法的代表者になる。
- 2. 社長は、会社の日常業務を行い、取締役会の監督を受けながら、取締役会及び法律に対して、与えられた権限及び任務の遂行について責任を負う。社長の任期は5年を超えない。再任は可能であり、再任回数は制限されない。社長の資格及び条件は、本法第57条の規定に従う。社長は同時に他企業の社長として務めてはならない。
- 3. 社長は以下の権限及び任務を負う。
 - a. 取締役会の決定を得る必要がなく、会社の日常業務に関連するすべての問題を解決する。
 - b. 取締役会の決定の実施を指導する。
 - c. 会社の経営計画及び投資計画の実施を指導する。
 - d. 会社の組織機構、及び社内管理規則を提案する。
 - e. 取締役会の管轄地位を除き、会社の管理職に就く人の任命、解任及び降格を決定する。
 - f. 社長の管轄地位に就く管理者を含む就労者全員の給与及び手当（あれば）の制度を決定する。
 - g. 労働者の雇用
 - h. 配当金の支払方法及び損金処理方法を提案する。
 - i. 法律、定款及び取締役会の決定に従うその他の権限及び任務
- 4. 社長は、法律、定款、会社との労働契約、取締役会の決定に従って会社の日常業務を行わなければならない。上記の規定に従わない運営を行い、会社に損害を与える場合、社長は法律に従って責任を負わなければならない。かつ会社への損害を賠償しなければならない。

第117条 取締役、社長の報酬・給与とその他の利益

- 1. 会社は、営業の結果及び能率に応じて取締役、社長及びその他の管理者に手当・給与を支払う自主権を持つ。
- 2. 定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役、社長の報酬・給与及びその他の便益は以下の規定に従って支払われる。
 - a. 取締役は、手当とボーナスが支払われる。報酬は、取締役の任務を完了するに必要な日数と日給の下で算定される。取締役会は取締役それぞれの報酬を意見一致の原則で概算する。取締役会全員の報酬総額は、定時株主総会の会議で決定される。
 - b. 取締役は、任務の遂行上立て替えた実費（食事代、宿泊代、交通費及びその他の合理的な費用）の払い戻しを受けられる。
 - c. 社長は給与と賞与が支払われる。社長の給与は取締役会が決定するものとする。
- 3. 取締役の報酬並びに社長及びその他の管理者の給与は、法人

税法の規定に基づいて、会社の費用に計上され、会社の年度財務報告で特別の項目に記録されなければならず、定時株主総会の会議へ報告されなければならない。

第 118 条 関連利益の公開

1. 取締役、監査役、社長及びその他の管理者は以下の関連利益を会社に申告しなければならない。
 - a. 自身が出資している又は株式を保有している企業の名称、本社の所在地、業務形態、営業登録証明書の番号・日付、営業登録地、出席時期と出資比率又は株式購入の時点と比率
 - b. 自身との関係を持つ者が共同で又は別々に定款資本の35%に相当する株式を保有している又は出資している企業の名称、本社の所在地、業務形態、営業登録証明書の番号・日付、営業登録地。
2. 本条第 1 項の規定に定める関連利益の申告はその利益が発生してから 7 日以内に行わなければならない。利益の追加、変更もその発生時点から 7 日以内に申告しなければならない。
3. 本条第 1 項と第 2 項に定める関連利益の申告情報は、定時株主総会へ報告されなければならない、会社の本社で掲示、保管される。株主全員、株主の委任代表者、取締役、監査役、社長は必要に応じて、いつでも申告した情報・内容を参照することができる。
4. 取締役、社長は、個人の名義又は他者の名義を問わず、会社の経営活動の範囲内の取引であればいかなる方法で行っても、その取引の本質と内容を事前に取締役会と監査役に報告しなければならず、残りの取締役の過半数から承認を得ていない限りその取引を実施してはならない。取締役会へ報告せず、承認を得ないまま取引を実施した場合、その取引から発生した所得は会社の所有財産とする。

第 119 条 株式会社における管理者の義務

1. 取締役、社長及びその他の管理者は以下の義務を負う。
 - a. 本法及び関連法律、定款の規定及び株主総会の決議に従つて与えられた権限及び任務を遂行する。
 - b. 会社及び株主の合法な利益をできる限り確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行する。
 - c. 会社及び株主の利益を尊重し、自己利益又はその他の組織及び他者の利益のために会社の情報、経営秘訣、商機と財産を悪用したり、地位及び権限を濫用してはならない。
 - d. 自身及び自身との関係をもつ者の運営している又は支配株式・出資金を持っている企業について十分かつ迅速・正確に会社へ報告しなければならない。報告した情報は、会社の本社と支店で掲示される。
2. 本条第 1 項に定める義務の他に会社が支配権限の切れた債務及びその他の財産上の義務を返済できない状態にある場合、取締役会又は社長は昇給され、ボーナスを支払われない。
3. 本法及び定款に定めるその他の義務を履行する。

第 120 条 株主総会又は取締役会の承認を必要とする契約

1. 会社と以下の者との間の契約及び取引は、株主総会又は取締役会の承認を得なければならない。
 - a. 普通株式総数の 35%以上を保有する大口株主（委任代表者）及び彼らとの関係者
 - b. 取締役、社長
 - c. 本法題 118 条第 1 項 a,b に定める企業及び取締役、社長との関係者
2. 取締役会は、会社の最新財務報告書に記録された財産の総価値の 50%以下、又は定款の規定より少ない比率に相当する価値のある契約・取引を決定する。この場合、会社の法的代表者は、契約案、又は取引の主な内容を明記する通知書を取り扱い全員に送付しなければならず、同時に会社の本社と支店で掲示しなければならない。取締役会は契約又は取引を承認するかどうかを掲示日より 15 日以内に決定しなければならない。関連利益を有する取締役は評決に参加することはできない。

員に送付しなければならず、同時に会社の本社と支店で掲示しなければならない。取締役会は契約又は取引を承認するかどうかを掲示日より 15 日以内に決定しなければならない。関連利益を有する取締役は評決に参加することはできない。

3. 本条第 2 項の規定に該当しない契約及び取引は、株主総会の承認を得るものとする。取締役会は、契約案又は取引の主な内容を明記する通知書を株主総会で報告するか又は株主全員の意見を書面で聴取しなければならない。この場合、関連利益を有する株主は評決に参加することができない。契約及び取引は評決票総数の 65%に相当する賛成票を得れば、承認されるものとする。
4. 契約又は取引が本条第 2 項及び第 3 項に定める承認を得ないものの、締結された、又は実施された場合、無効契約・取引と看做され、法律の規定に従つて、処理される。会社の法的代表者及び関係した株主、取締役、社長は、発生した損害を賠償しなければならず、当該契約・取引の実施により得た利益を会社に返却しなければならない。

第 121 条 監査役会

1. 定款が別途の規定を定める場合を除き、監査役会は 3 名から 5 名から構成される。監査役会の任期は 3 年以内とし、監査役の再任は可能である。
2. 監査役会は、監査役の中から 1 名を会長に選任する。監査役会長の権限及び任務は定款による。監査役会の過半数以上がベトナムに常駐している者でなければならない。監査役の内に少なくとも 1 名は会計士又は会計監査官でなければならない。
3. 監査役会の任期が終了したが、新任期の監査役会が決まっていない場合、前一期の監査役会は、新任期の取締役会が選出されて着任するまで、引き続きその権限及び任務を履行する。

第 122 条 監査役の資格及び条件

1. 監査役は、以下の資格及び条件を満たさなければならない。
 - a. 21 歳以上で、完全な民事行為能力を持ち、本法の規定に従つて、企業の設立及び運営が禁止される対象外の者である。
 - b. 取締役、社長及びその他の管理者との関係を持たない者
2. 監査役は会社の管理職に就いてはならない。監査役は必ずしも会社の従業員又は会社の株主であることはない。

第 123 条 監査役会の権限及び任務

1. 監査役会は、取締役会及び社長による会社運営・管理事業を監査し、株主総会に対して与えられた任務の遂行について責任を負う。
2. 会社運営・管理事業、会計記録及び財務報告書の合理性、合法性、誠実性と正確性を監査する。
3. 会社の 6 か月運営結果報告、年度営業結果報告、6 か月財務報告、年度財務報告、取締役会による会社管理運営事業評価報告書を監査する。
4. 会社の 6 か月営業結果報告、年度営業結果報告、6 か月財務報告、年度財務報告、取締役会による会社管理運営事業評価報告書を定時株主総会に提出する。
5. 必要に応じて、又は株主総会の決定又は本法第 79 条第 2 項に定める株主・株主グループの要求にしたがって、会計帳簿とその他の書類、会社の営業活動及び会社の運営・管理に関連する具体的な問題を監査する。
6. 本法第 79 条第 2 項に定める株主・株主グループの要求があつた場合、監査役会は要求を受けてから 7 日以内に検査を行わなければならない。対象問題の監査結果に関する報告書を作成しなければならない。監査結果に関する報告書は、監査の終了日より 15 日以内に作成し、取締役会と要求した株主・株主グループへ送付しなければならない。本項の規定に従う監査役会の監査は取締役会の通常業務を妨害したり、会社の日常営

業活動を混乱させてはならない。

6. 会社の管理組織機構、経営活動の管理システムに関する改善対策を取締役会 又は株主総会に提案する。
7. 取締役、社長、その他の管理者が法律、定款、株主総会の決定又は本法第 119 条に定める管理者の義務に違反したことを発見した場合、遅滞なく、取締役会へ書面で報告し、違反行為の停止及び処理対策を要求する。
8. 本法、定款、株主総会の決定によるその他の権限及び義務を遂行する。
9. 監査役会は、与えられた任務の遂行上、独立するコンサルタントを利用する ことができる。監査役会は、株主総会へ報告書を提出し、意見を述べる前に取締役会の意見を 参考にすること ができる。

第 124 条 監査役会の情報提供を求める権利

1. 取締役会への招待状、意見聴取用紙及び同封資料は取締役と同様な送付時点 及び方法で監査役へ送付しなければならない。
2. 社長が取締役会へ提出する報告書及び会社の発行する書類、取締役と同様な 時点及び方法で監査役へ送付しなければならない。
3. 監査役は、会社の勤務時間中であれば、本社、支店及びその他の場所で保管 されているすべての書類・資料を参照するこ ができる。会社の幹部及び従業 員の勤務している場所に入るこ とができる。
4. 取締役会、取締役、社長及びその他の管理者は監査役会の要 求にしたがって、会社の運営、管理及び営業活動に関連する情 報及び資料を十分かつ迅速に提供 しなければならない。

第 125 条 監査役の報酬及びその他の権利

1. 定款が別途の規定を定める場合を除き、監査役の報酬及びその他の権利は以 下の規定に従って支払う。
2. 監査役は株主総会の決定により報酬及びその他の利益が支払われる。株主総会は監査役の予定勤務日数、仕事量、仕事の特徴、平均日給などの下で監査役 会の報酬総額及び年間活動予算を決定する。
3. 監査役は立て替えた食事代、宿泊代、交通費、独立するコンサルティングサービスの使用料金などの支払を受けられる。ただし、株主総会の異なる決定が ある場合を除き、その総額は株主総会の承認した監査役会の年間活動予算を超 えてはならぬ。
4. 監査役会の報酬及び活動費用は会社の経費に計上するこ ができる。ただし、会社の年度財務報告書で特別の項目に記録されなければならない。

第 126 条 監査役の義務

1. 法律、定款、株主総会の決定及び職業倫理により与えられた監督役の権限及び任務を遂行する。
2. 会社及び株主の合法な利益をできる限り確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行する。
3. 会社及び株主の利益を尊重し、自己利益又はその他の組織及び他者の利益の ために会社の情報、経営秘訣、商機と財産を悪用し、地位及び権限を濫用して はならない。
4. 法律及び定款に定めるその他の義務を履行する。
5. 監査役は本条第 1, 2, 3, 4 項に定める義務に違反して会社 及び他者に損害を及ぼした場合、違反行為により発生した損害 の賠償について個人責任又は連 帯責任を負う。
- 監査役が本条第 3 項に定めた義務に違反したことにより直接 又は間接的に得た すべての収入及び所得は会社の所有財産 とする。
6. 取締役会は、監査役が与えられた権限及び義務の遂行上義務

に違反したこと を発見した場合、監査役会へ書面で通知し、違反行為の停止及び処理対策を要 求する。

第 127 条 監査役の解任・解雇

1. 監査役は以下の場合において解任・解雇される。
 - a. 本法第 122 条に定める監査役の資格及び条件を失った場合
 - b. 取締役会の承認を得ないものの、与えられた権限及び任務を連續 6 か月遂行しない場合
 - c. 辞任申請書を提出した場合
 - d. 定款に規定されるその他の場合
2. 監査役はいつでも株主総会の決定に従って解雇される。
3. 監査役が深刻に義務に違反して、会社に損害を与える可能性のある場合、取 締役会は株主総会を招集し、現職の監査役の解任を検討した上、新しい監査役 を選出する。

第 128 条 年度報告の提出

1. 取締役会は年度の終了時点で監査役会の審査を受けるために以下の報告書及 び書類を作成し、監査役会へ送付しなければならない。
 - a. 会社の営業結果の報告書
 - b. 財務報告書
 - c. 会社の運営及び管理の評価に関する報告書
2. 法律の規定に基づき、会計監査を必要とする株式会社の場合、株式会社の年度財務報告書は、株主総会へ提出する前に会計監査を受けなければならない。
3. 本条第 1 項に規定された報告書及び書類は、定時株主総会 の開会日より遅く とも 30 日前に監査役会へ送付されなければならぬ。ただし、定款が別途の規 定を定める場合はその限りではない。
4. 取締役会の作成した報告書と書類、監査役会の進化結果報告書及び会計監査 結果報告書は、定時株主総会の開会日より遅く とも 7 日前に会社の本社及び支 店に到着しなければならぬ。ただし、会社定款が別途の規定を定める場合は その限りではない。

第 129 条 株式会社に関する情報の公開

1. 株式会社は、会計法律及び関連法律に定める所属国家機関に 対して株主総会 の承認を得た年度財務報告書を送付しなければならぬ。
2. 株式会社は、年度財務報告書の内容を纏めた上で、株主全員 に通知しなければならぬ。
3. すべての組織及び個人は、営業登録機関で保管される株式会 社の年度財務報 告書を参照、複写するこ ができる。

第 5 章 合名会社

第 130 条 合名会社

1. 合名会社は以下の特徴を持つ企業である。
 - a. 会社の共同所有主として、同一の名前で共同経営する合名社員の数が 少なくとも 2 名である。合名社員以外に出資社員がある場合もある。
 - b. 合名社員は、個人でなければならず、会社の債務についてすべての個 人財産をもって責任を負う。
 - c. 出資社員は、出資額の範囲内で会社の債務に対する責任を負う。
2. 合名会社は営業登録証明書を取得してから法人格を有する。
3. 出資会社は、証券のいかなる種類も発行するこ ができない。

第 131 条 出資及び出資証明書の発行

1. 合名社員及び出資社員は、約束した金額及び期限にしたがつ

て十分に出資しなければならない。

2. 合名社員は約束した金額及び期限にしたがって出資しない場合、出資されていない金額は、当該社員の会社に対する債務となる、この場合、当該社員は社員総会の決定により会社から除名される可能性がある。

3. 出資社員は、約束した金額及び期限にしたがって出資しない場合、出資されていない金額は、当該社員の会社に対する債務となる、この場合、当該社員は社員総会の決定により会社から除名される可能性がある。

4. 約束した金額を期限通りに十分に出資した社員は出資証明書の発行を受けられる。出資証明書は以下の主な内容を含む。

a. 社名、本社の所在地

b. 営業登録証明書の番号・日付

c. 定款資本

d. 社員の氏名、住所、国籍、身分証明書・パスポート又は同等書類の番号・社員の資格

e. 社員の出資額、出資財産

f. 出資証明書の番号・発行日

g. 出資証明書の保有主の基本的な権利及び義務

h. 出資証明書の保有主及び合名社員全員の氏名、署名

5. 出資証明書が紛失したり、焼失したり、またはその他の理由で破棄された場合、社員は、出資証明書の再発行を受けられるが、会社の規定料金を支払わなければならない。

第132条 合名会社の財産

合名会社の財産は以下のものから構成される。

1. 社員によって出資され、所有権が会社へ譲渡された財産

2. 会社によってもたらされた財産

3. 社名の下で合名社員の行ったあらゆる経営活動及び会社の営業範囲内で合名社員の名の下で行われた経営活動により得た財産

4. 法律に定められるその他の財産

第133条 合名社員(合名会社構成メンバー、出資者)の権利・制限

1. 合名社員は、残りの合名社員の承認を得ない限り、私営会社の所有主及びその他の合名会社の合名社員になってはならない。

2. 合名社員は、私益又他の個人・組織の利益を図るために自分の名前又は他者の名前の下で、会社と同種の業務を運営してはならない。

3. 合名社員は、残りの合名社員の承認を得ない限り、会社への出資額の一部又は全部を他者へ譲渡してはならない。

第134条 合名社員(合名会社構成メンバー、出資者)の権利・義務

1. 合名社員は、以下の権利を持つ。

a. 会社のすべての問題について協議、議論及び評決に参加する。定款が別途の規定を定める場合を除き、合名社員はそれぞれ一つの評決票をもつ。

b. 社名の下で会社の業務範囲内の日常営業活動を行い、会社の権利をできる限り確保しながら、契約、合意書などを交渉し締結する。

c. 社名の下で会社の業務範囲内の日常営業活動を行うために会社の印鑑及び財産を利用する。会社の営業活動を行う際、立て替えた金額とその利息の支払いを会社に請求することができる。

d. 管轄内の経営活動を行ったことにより、受けた損害及び損失の補償を会社に請求することができる。ただし、当該合名社員の過失による損害及び損失はその限りではない。

e. 会社又はその他の合名社員に対して会社の経営状況につい

ての情報の提供を求め、会社の資産、会計帳簿及びその他の資料をいつでも検査することができる。

f. 定款に定める比率又は出資率に従って、利益の配当を受ける。

g. 会社の解体に当たり、残りの財産から会社への出資率に応じる財産の配分を受ける。ただし、定款が別途の規定を定める場合はその限りではない。

h. 合名社員が死亡したか或いは裁判所により死亡宣告をされた場合、当該社員の遺書または法律上の相続人は会社に対する当該社員の債務を控除した後、当該社員が受けるべき財産の価値を相続する。相続人は十分な能力及び専門知識を持ち、社員総会の承認を得れば、会社の合名社員になることが可能である。

i. 本法及び定款に定めるその他の権利

2. 合名社員の義務

a. 合名社員は、会社及び社員の合法的な権利及び利益をできる限り確保しながら、与えられた権限及び任務を、最も良い方法で誠実にかつ懸命に遂行する。

b. 合名社員は法律の規定、定款及び社員総会の決定に従って、会社の運営及び営業活動を行う。

c. 合名社員は、会社の財産を私益または他者の個人・組織の利益のために利用してはならない。

d. 合名社員は、会社の営業範囲内の活動より会社、自身または他者の名の下で金銭を享受した場合、いかなる理由であっても適時に会社に提出し、享受した金銭を会社に払い戻さなければならず、提出しない行為によって会社の受けた損害・損失を賠償しなければならない。

e. 会社の財産が債務を完済できない場合は、合名社員は共同責任を負い、会社の残りの債務を返済しなければならない。

f. 会社の経営結果が赤字である場合、合名社員は会社への出席比率または定款の規定した比率に応じて赤字額を負担しなければならない。

g. 毎月、自らの経営状況及び結果について書面で会社に報告し、その他の社員の要求にしたがって、自らの経営状況及び結果に関する情報を提供する。

h. 本法及び定款に定めるその他の義務を負う。

第135条 社員(合名会社構成メンバー、出資者) 総会

1. 会社総会は社員全員から構成される。定款が別途の規定を定めない場合、社員総会は社員全員の中から一人を選出し、社員総会長と社長に任命する。

2. 合名社員は、会社の経営活動の検討及び決定のために必要であると判断した場合、社員総会の招集を要求することができる。社員総会の招集を要求する社員は会議の議題、日程及び参考資料を準備しなければならない。

3. 社員総会は会社に関連するすべての問題及び経営活動を決定する権限を持つ。定款が別途の規定を定める場合を除き、以下の問題を決定する際、合名社員全員の3/4以上の承認を得なければならない。

a. 会社の発展方針

b. 定款の改正追加

c. 新しい合名社員の承認

d. 合名社員の退社の承認及び社員の除名

e. 投資プロジェクトの決定

f. 会社の定款資本の50%以上に相当する価値のあるローン借款又はローン貸出契約の決定(定款がより高い比率を定める場合を除く)。

g. 会社の定款資本に相当するか又は上回る財産の購入又は売却の決定(定款がより高い比率を定める場合を除く)。

h. 年度財務報告書、配当金総額及び社員それぞれに対する配当額の承認

i. 会社解体の決定

4. 定款が別途の規定を定める場合を除き、本条第 3 項に定められないその他の問題は、合名社員の 2/3 の承認を得た場合、承認されたとみなす。
5. 出資社員の評決権は本法及び定款の規定による。

第 136 条 社員(合名会社構成メンバー、出資者) 総会の招集

1. 社員総会長は、合名社員の要求に従うか又は必要であると判断した場合、いつでも社員総会の招集を行うことができる。会長が合名社員の要求に従って、社員総会の招集を行わなかった場合、要求した合名社員は社員総会を招集することができる。
2. 社員総会の招待状は書面、電子メール又は電話で行うことができる。招待状は会議の目的、要求、内容、議題、場所、招集を要求した社員の名前などの情報を含まなければならない。
3. 社員総会長又は招集を要求した社員は社員総会の議長になる。すべての社員総会の内容は会社の議事録帳簿に記録しなければならない。議事録は以下の主な内容を記載する。
 - a. 社名、本社の所在地、営業登録証明書の番号・日付、営業登録場所
 - b. 会議の目的、議題及び日程
 - c. 会議時間及び場所
 - d. 議長、出席した社名の名前
 - e. 出席した社員の意見
 - f. 承認された決定、賛成した社員数、当該決定の主な内容
 - g. 出席した社員全員の氏名、署名

第 137 条 合名会社の運営

1. 合名社員全員は会社の法的代表者として運営し、かつ会社の日常営業活動の運営及び遂行を行うことができる。会社の営業活動の遂行における合名社員に対するすべての制限はその制限を認識した第 3 者のみにとって有効である。
2. 会社の運営及び営業活動を実施している中で、合名社員は会社の管理職及び監督職の担当を互いに割り当てる。合名社員の一部又は全員が同一の仕事を行う場合、決定は過半数の原則で通過される。会社の業務範囲外の活動はいかなる社員により行われたとしても会社がその活動について責任を負わない。ただし、残りの社員全員がその活動の実施を承認した場合、その限りではない。
3. 会社は、一つ又は複数の銀行口座を開設することができる。社員総会は、その口座への預金および引出の権限をもつ社員を指名する。
4. 社員総会長は、同時に会社の社長を兼任する。会長は次の任務を負う。
 - a. 会社の日常営業活動を合名社員として管理、運営する。
 - b. 社員総会の招集及び開催を行う。社員総会の決定及び決議に署名する。
 - c. 合名社員の間に仕事・任務の割当て、調和と調整を行う。会社の規則、内規及びその他の内部組織に関する決定に署名する。
 - d. 法律規定に従って、会社の会計帳簿、領収書、証書及びその他の書類を十分かつ正確に整理、保管する。
 - e. 国家機関とやり取りする際、会社の代表者として活動し、訴訟又はその他の商事紛争において、原告又は被告として会社の代わりに参加する。
 - f. 定款に規定するその他の任務

第 138 条 合名社員(合名会社構成メンバー、出資者) の資格の終了

1. 合名社員の資格は、以下の場合において終了する。
 - a. 自由な意思で会社に出資した資本を回収する場合
 - b. 死亡した又は裁判所に死亡宣告をされた場合
 - c. 行方不明になった場合。行為能力が不十分又は失った場合

- d. 会社から除名された場合
- e. 定款の規定したその他の場合
2. 合名社員は、社員総会の承認を得れば、会社に出資した資本を回収することができる。この場合、出資資本の回収を希望する合名社員は資本回収申請書を少なくとも 6 か月前に提出しなければならない。年度が終了し、同年度の財務報告書が承認された後のみ資本の回収ができる。
3. 合名社員は以下の場合において、会社から除名される
 - a. 約束した資本の出資請求を 2 回受けたが十分に出資しない又は出資できない場合
 - b. 本法第 133 条の規定に違反した場合
 - c. 営業活動の管理、遂行の際、不誠実な行為、不注意又はその他の不適切な行為を行って、会社及びその他の社員に重大な損害を与えた場合
 - d. 合名社員の義務を正しく履行しない場合
4. 民事行為能力が不十分または失った社員の社員資格を終了した場合、その出資資本は公正かつ妥当に返済される。
5. 合名社員は資格が本条第 1 項 a,d の規定に基づいて、終了しても、その時点から 2 年以内、資格終了日前に発生した会社の債務に対して、すべての個人財産まで連帯責任を負う。
6. 合名社員は、資格が終了したが、自らの氏名を社員の一部又は全員を構成している場合、自らの氏名の使用禁止を会社に要求することができる。

第 139 条 新社員(新パートナー) の受け入れ

1. 会社は、新しい合名社員又は出資社員を受け入れることができる。
2. 合名社員、出資社員は、社員総会が別途の決定を下す場合を除き、社員資格が承認されてから 15 日以内に約束した資本の全額を出資しなければならない。
3. 新社員は会社の債務及び他の債務上の義務に対してすべての個人財産まで連帯責任を負う。ただし、新社員と既存社員の間で別途の合意が為された場合はその限りではない。

第 140 条 出資社員の権利・義務

1. 出資社員は以下の権利を持つ。
 - a. 定款の改正追加、出席社員の権利・義務の改正追加、会社の再編成・解体、また自身の権利・義務に直接関連する定款のその他の内容について社員総会による協議、議論と評決に参加する。
 - b. 毎年、会社の定款資本を出資した比率に応じて配当金を受ける。
 - c. 会社の年度財務報告書の提供を受ける。会社の経営状況・業績に関連するすべての情報を十分かつ正確に提供するよう社員総会長、合名社員に要求することができる。会社の会計帳簿、議事録帳簿、契約及び他の書類・資料を参照することができる。
 - d. 出資資本を他者へ自由に譲渡することができる。
 - e. 自ら又は他者の名の下で営業活動を行い、会社と同種業務を遂行することができる。
 - f. 法律及び定款の規定に従って、寄附・譲渡・担保などの方式で自らの出資分に対して決定権をもつ。出資社員が死亡したか又は裁判所により死亡宣告をされた場合、その相続人は出資社員になる。
 - g. 会社解体に当たって、残存財産から定款資本への出資率に応じて財産の配分を受ける。
2. 本法及び定款に規定されるその他の権利
3. 出資社員は以下の義務を負う。
 - a. 会社の債務及び他の財産上の義務について約束した出資資本の範囲内で責任を負う。
 - b. 会社運営に参加できず、社名の下で営業活動を行うことが

できない。

- c. 会社定款、内規及び社員総会の決定を尊重する。
- d. 本法及び定款に規定されるその他の義務。

第 6 章 私営企業

第 141 条 私営会社

1. 私営企業とは、企業活動に対してすべての個人財産まで責任を負う一人の個人により所有される企業を言う。
2. 私営企業は、証券のいかなる種類も発行することができない。
3. 一人の個人は私営企業を一社のみ設立することができる。

第 142 条 （私営企業）所有主の投資資本

1. 私営企業の所有主は、投資資本を自主的に登録する。所有主は、投資総額を正確に申告し、ベトナムドンの資本、強い外貨の資本、金銭の資本及びその他の財産での資本などの投資資本の内訳を明記しなければならない。その他の財産による資本の場合、財産の種類、数量及び種別の財産の残存価値を明記しなければならない。
2. 謝金及び賃借財産を含め、企業の営業活動に利用されるすべての資本及び財産は法律規定に従って、企業の会計帳簿及び財産報告書に十分に記録しなければならない。
3. 営業活動において、所有主は投資資本を増減することができる。資本の増減は会計帳簿に十分に記録しなければならない。また、私営企業の所有主は営業登録機関に登録しない限り、登録した資本額を下回る金額に資本を減少してはならない。

第 143 条 私営企業の管理

1. 私営企業の所有主は、企業の営業活動、納税及び法律の規定するほかの財務上の義務を完了した後の利益の使用について、全面的な決定権をもつ。
2. 私営企業の所有主は、営業活動の管理・運営を直接携わる又は他者に依頼することができる。他者を雇用して、会社の社長に任命する場合においても、所有主は営業登録機関に報告し、企業のすべての営業活動に対して責任を負う。
3. 企業に関する紛争解決の際、私営企業の所有主は原告、被告または利害関係人として仲裁、裁判所の訴訟手続に参加することができる。
4. 私営企業の所有主は、企業の法的な代表者である。

第 144 条 企業の貸借

私営企業の所有主は企業の全体を貸借することができるが、営業登録機関及び税務機関に対して、その旨の報告書と公証人の認証を受けた貸借契約書の複写を送付しなければならない。貸借期間中も、所有主は企業の所有主として法的責任を負わなければならない。企業の営業活動に対する所有主及び貸借者夫々の責任は貸借契約の規定による。

第 145 条 私営企業の売却

1. 私営企業の所有主は企業を売却することができる。企業の引渡日より少なくとも 15 日前に、所有主は営業登録機関に書面でそれを報告しなければならない。報告書は、社名、本社の所在地、購入者の氏名及び住所、未払い債務の総額、債権者の氏名及び住所、個々の債務額及び支払い期限、効力が有している労働契約及びその処理方法などを明記しなければならない。
2. 企業を売却した後も所有主は返済していない債務及び完了していない他財務上の義務について責任を負う。ただし、所有主が購入者及び債権者と別途の合意に達した場合はその限りではない。

3. 企業売却者及び購入者は労働法の規定を遵守しなければならない。
4. 企業の購入者は本法の規定に従って、営業を再登録しなければならない。

第 7 章 企業グループ

第 146 条 会社グループ

1. 企業グループとは経済・技術・市場及び他のサービス上の利益に関して長期の密着な関係をもつ複数の会社をいう。
2. 会社グループは以下の形態がある。
 - a. 親会社、子会社
 - b. 経済グループ
 - c. その他の形態

第 147 条 子会社に対する親会社の権利及び責任

1. 親会社は子会社との協力関係において、子会社の法的形態によって子会社の社員、所有主又は株主として本方及び関連法律の規定に従って、権利・義務を実施する。
2. 本条前項に定める場合を除き、親会社と子会社との間の契約は取引及び他の関係は独立的かつ平等に成立、履行されなければならない。
3. 親会社が所有主、社員又は株主の管轄外の干渉を行うか、通常の経営慣行に従わない経営活動又は無駄な経営活動を実施するよう、子会社を強制したり、子会社に損害を及ぼしたりしたにも拘わらず、同年度に適当な賠償をしなかった場合、親会社はその損害について責任を負う。
4. 本条第 3 項の規定に該当する干渉、又は行動を強制した親会社の管理者はその損害について親会社と共に連帯責任を負う。
5. 親会社が本条第 3 項の規定に従って、子会社への損害賠償をしなかった場合、子会社の債権者又は定款資本の 1%以上を保有する株主は自ら又は子会社の名で損害賠償を親会社に請求することができる。
6. 本条第 3 項に定める経営活動が親会社の他の子会社に利益を与える場合、利益を受けた当該子会社は損害を受けた子会社に対して、親会社と連帯責任で受けた利益を返済する責任を負う。

第 148 条 親会社と子会社の財務報告

1. 年度終了後、法律規定に基づく報告及び参考資料の他、親会社は以下の報告を追加作成しなければならない。
 - a. 会計法に定める会社グループの統一財務報告書
 - b. 会社グループ全体の経営状況の報告書
 - c. 会社グループ全体の管理・運営の報告書
2. 本条第 1 項に定める報告書の作成を担当する者がすべての子会社から財務報告を受けていない限り、報告書を作成してはならない。
3. 親会社の法的代表者より要求を受けた場合、子会社の法的代表者は法律規定に基づく会社グループの統一財務報告書、総合報告の作成に必要な報告、資料と情報を提供しなければならない。
4. 子会社の提供した報告の内容について、不正確・不正な情報が含まれることを知らなかった又はその情報がないと信じた場合、親会社の管理者はそれらの報告を利用して、会社グループ全体の総合報告書、統一財務報告書を作成することができる。
5. 会社の管理者は管轄範囲内で必要な措置のすべてを講じたが、子会社に必要な報告、資料と情報を提供されない場合、当該子会社の情報を含まない会社グループ全体の総合報告書、統一財務報告書を作成、提出することができるが、錯誤が生じないように必要な説明をしなければならない。

6. 法律に定める親会社と子会社の年度財務・決算報告書及び会社グループ全體の総合報告書は親会社の本社で保管されなければならない。ベトナムにおける親会社の支店のすべては上記の報告、資料、情報の複写を保管しなければならない。
7. 子会社は、法律規定に基づく報告、資料の他、親会社との契約・取引に関する総合報告を作成・提出しなければならない。

第 149 条 経済グループ（企業連合または協会を指しているのか）

経済グループは、大規模の会社グループである。政府は、経済グループの管理組織、事業活動を定め、指導する。

第 8 章 企業の再編成、解体及び破産

第 150 条 企業分割

1. 有限会社、株式会社は同種の複数会社に分割することができる。
2. 有限会社、株式会社の分割手続きは以下の通りである。
 - a. 分割される会社の社員総会、所有主又は株主総会は、本法、定款の規定に基づいて、会社分割の決定を通過する。会社分割決定は分割された会社の社名、本社の所在地、新規設立される会社の社名、資産分割の原則・手続き、雇用計画、分割会社の株・出資資本・社債の新規設立会社への移転期間・手続き、分割会社の債務処理原則、分割実施期間などの主要な内容を記載しなければならない。会社分割決定は、通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
 - b. 分割により新規設立会社の社員、所有者、株主は本法の規定に従って、定款の通過、会長、取締役会、社長を選任又は任命し、営業登録を行う。この場合、新規設立会社の営業登録申請書には本項 a に記載した会社分割決定が含まれる。
3. 新規設立会社の営業登録が終わった後、分割会社はその事業活動を終了する。複数の新規設立会社は分割会社の未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負うか、又は債権者、顧客及び労働者との協議の上で上記の義務のすべてを負担する一社を選定しなければならない。

第 151 条 企業分離・独立

1. 有限会社、株式会社は、次の形で分離ができる。すなわち、既存会社（分離される会社）の資産の一部で二つ以上の同種の新規会社（分離独立により新規設立される会社）を設立し、分離される会社の債権・債務の一部を新規設立会社へ移転しながら、分離される会社の事業を停止しないということである。
2. 有限会社、株式会社の分離独立手続きは以下のとおりである。
 - a. 分割される会社の社員総会、所有主又は株主総会は、本法、定款の規定に基づいて、会社分離独立決定を通過する。会社分離独立決定には分離された会社の社名、本社の所在地、新規設立される会社の社名、雇用計画、分離される会社から新規設立会社へ移転される財産の価値・債権・債務、分離独立の実施期間などの主要な内容を記載しなければならない。会社分離独立決定は、通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
 - b. 分離独立により新規設立会社の社員、所有者、株主は本法の規定に従って、定款の通過、会長、取締役会、社長を選任又は任命し、営業登録を行う。この場合、新規設立会社の営業登録申請書には本項 a に記載した会社分離独立決定が含まれる。
 3. 新規設立会社の営業登録が終わった後、分離された会社と新規設立会社は分離された会社の未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負う。ただし、分離された会社と新規設立会社、債権者、顧客及び労働者が互いに別途の合意がある場合はその限りではない。

第 152 条 企業の統合

1. 二つ以上の同種企業が（統合される会社）がすべての合法な資産、債権、債務及び利益を統合して新規会社を設立することと共に、統合される会社の事業を停止することができる。
2. 統合手続きは以下のとおりである。
 - a. 統合される会社は統合契約を作成する。統合契約には、統合される会社の社名・本社の所在地、新規設立される会社の社名・本社の所在地、統合手続き及び条件、雇用契約、統合される会社から新規設立会社への出資額、株式、社債の移転条件・手続き、合併実施期間、新規設立会社の定款草案などの主要な内容を含む。
 - b. 統合される会社の社員、所有主又は株主は、本法の規定に基づいて、統合契約及び新規設立会社の定款の通過、社員総会長、会社の会長、取締役会、社長を選任又は任命し、営業登録を行う。新規設立会社の営業登録申請書には会社統合契約が含まれる。
 - c. 統合契約は通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
3. 新規設立会社が関係市場における 30%~50% の市場占拠率を占める場合、統合される会社の法的代表者は統合前に、競争管理当局にその旨を通知しなければならない。ただし、競争法が異なる規定を定める場合はその限りではない。
4. 新規設立会社の営業登録が終わった後、統合される会社はその事業活動を終了する。新規設立会社は統合される会社の合法な権利・利益を受け、未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負う。

第 153 条 企業の合併

1. 二つ以上の同種会社は（合併される会社）がすべての法的な権利・義務、資産を他の会社（合併を受ける会社）と合併する同時に合併される会社が事業活動を停止する。
2. 合併手続きは以下のとおりである。
 - a. 関連会社は合併契約及び合併を受ける会社の定款草案を作成する。この合併契約には、合併を受ける会社の社名・本社の所在地、合併される会社の社名・本社の所在地、合併手続き及び条件、雇用契約、合併される会社から合併を受ける会社への出資額、株式、社債の移転条件・手続き・期間、合併実施期間などの主要な内容を含む。
 - b. 関連会社の社員、所有者、株主は本法の規定に従って、定款、合併契約を通過し、合併を受ける会社の営業登録を行う。この場合、合併を受ける会社の営業登録申請書には合併契約が含まれる。
 - c. 合併契約は通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
 - d. 営業登録が終わった後、合併される会社がその事業活動を終了する。合併を受ける会社は合併される会社の合法な権利・利益を受け、未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について連帯責任を負う。
3. 競争法が異なる規定を定める場合を除き、合併を受ける会社が関係市場における 30%~50% の市場占拠率を占める場合、その法的代表者は合併前に、競争管理当局にその旨を通知しなければならない。競争法が別途の規定を定める場合を除き、合併を受ける会社が関係市場における 50% 以上の市場占拠率を占める場合、法律規定に定める適用除外対象を除き、合併が禁止される。

第 154 条 会社の移行

有限会社が株式会社へ、又は株式会社が有限会社へ移行することができる。有限会社、株式会社（移行される会社）株式会社、有限会社（移行後の会社）へ移行する手続きは以下のとおりで

ある。

1. 社員総会、所有主、株主総会は移行決定及び移行後の会社定款を通過する。移行決定は、移行される会社の社名・本社の所在地、移行後の会社の社名・本社の所在地、移行手続き及び条件、雇用契約、移行される会社から移行後の会社への資産・出資額、株式、社債の移転条件・手続き、移行実施期間などの主な内容を含む。
2. 移行決定は通過日より 15 日以内、債権者全員に送付され、従業員に周知されなければならない。
3. 移行後の会社の営業登録は、本法の規定に従って行う。営業登録申請書には、移行決定を含まれる。営業登録が終わった後、移行される会社はその事業活動を終了する。移行後の会社は移行される会社の合法な権利・利益を受け、未返済債務、有効な労働契約、及び他の財務上の義務について責任を負う。

第 155 条 一人有限会社の移行

1. 有限会社の所有主は定款資本の一部を他の組織・個人に譲渡する場合、所有主及び譲受人は譲渡日より 15 日以内、営業登録機関に社員数の変更を登録しなければならない。変更の登録後、会社は 2 名以上の社員を有する有限会社に適用される規定に従って、営業活動・管理を行う。
2. 有限会社の所有主が定款資本のすべてを一人の個人に譲渡する場合、譲受人は譲渡手続きが完了した後、15 日以内、営業登録機関に対して、会社の所有主の変更を登録し、個人である一人有限会社に関する規定に従って、営業活動・管理を行う。

第 156 条 営業活動の一時停止

1. 企業は、営業活動を一時停止することができるが、停止日より少なくとも 15 日前に営業登録機関及び税務機関に対して、一時停止期間を書面で報告しなければならない。
2. 営業登録機関及び審査機関は企業が法律規定に従わない条件付事業の取り扱いを発見した場合、当該事業の営業活動の一時停止を企業に要求することができる。
3. 営業活動の一時停止期間中も、所有主は納付されていない税額を十分に納入し、債権者への債務返済の責任、顧客及び労働者との契約の履行義務を負う。ただし、企業が債権者、顧客及び労働者と別途の合意がある場合はその限りではない。

第 157 条 企業解散とその条件

1. 企業は以下の場合に解散される。
 - a. 定款に規定された活動期間が終了したが延長決定がない場合。
 - b. 所有主（私営企業の場合）、合名社員全員（合名会社の場合）、社員総会又は所有主（有限会社の場合）、株主総会（株式会社の場合）の決定がある場合。
 - c. 連続的に 6 か月以内に、会社の社員数が本法に定める最小人數を下回る場合。
 - d. 営業登録証明書が回収された場合。
2. 会社はすべての債務及び他の財産上の義務の返済を保証する場合に限って、解体することができる。

第 158 条 企業解散手続 企業解散は以下の規定に従って行う。

1. 企業解散決定は本法の規定に従って認められなければならない。企業解体決定には、以下の主な内容を記載する。
 - a. 社名、本社の所在地
 - b. 解散理由
 - c. 発効中の契約を清算する期間と手続き、未返済債務の返済期間。債務返済期間及び契約清算期間は解散決定の承認日より起算して 6 ヶ月を超えてはならない。
 - d. 労働契約より発生した義務の処理計画

e. 企業の法的代表者の氏名、署名

2. 定款が別途の規定を定める場合を除き、私営企業の所有主、社員総会、又は所有主、取締役会は企業資産の精算を直接行う。
3. 承認日より 7 日以内に解散決定は営業登録機関、債権者、利害関係者及び労働者全員に送付され、本社及び支店で掲示されなければならない。法律規定に従って企業解散決定が新聞に載せる必要がある場合、解散決定は新聞に 3 回連続でその旨を公開しなければならない。解散決定は、債務処理計画の通知書と共に債権者に送付しなければならない。通知書には、債権者の氏名、住所、債務額、債務返済期限、返済場所、返済方法、及び債権者の苦情の解決期間などを明記しなければならない。
4. 企業債務は、以下の手順によって返済される。
 - a. 法律に定める給与、退職手当、社会保険並びに、集団労働協定及び労働規約の規定に定める他の権利
 - b. 税金とその他の債務
 - c. 解散費用
 - d. すべての債務と企業解散のための経費が支払われた後、残りの財産は私営企業の所有主、社員、株主、会社の所有主の所有物となる。
5. 企業の法的代表者は債務のすべてを返済した後 7 日以内、企業解体書類を営業登録機関に送付しなければならない。営業登録機関は企業解散書類の受理日より 7 日以内、営業登録帳簿から企業の名称を除去する。
6. 営業登録証明書は回収された場合、企業は回収日より 6 か月以内企業解散を行わなければならない。解体手続きは本法の規定による。上記の 6 か月が経過しても営業登録機関が企業解散書類を受けていない場合、その企業は解散したとみなされ、営業登録機関は営業登録全員（有限会社の場合）、会社の所有主（一人有限会社の場合）、取締役会全員（株式会社の場合）、合名社員全員（合名会社の場合）は、自社のみ返済債務及びその他の財産上の義務について連帯責任を負う。

第 159 条 解散決定後の禁止される活動 企業解散決定が下された後、企業及びその管理者は以下の活動を禁止される。

1. 財産の隠匿又は分散
2. 債権の放棄又は削減
3. 無担保債務から企業財産による担保付債務への変更
4. 企業解散を行う契約以外の新規契約の締結
5. 財産の質入、抵当、贈与、賃貸
6. 発効中の契約の解約
7. 他の形式による資金調達

第 160 条 企業の破産

企業破産手続きは企業破産法の規定に従う。

第 9 章 企業に対する国家管理

第 161 条 企業に対する国家管理業務の内容

1. 企業に関する法令の制定、普及及び執行指導
2. 営業登録申請の受理、経済社会発展戦略、方針、計画に基づく営業登録の指導
3. 企業管理者の営業倫理の向上、企業に対する国家管理を携わる公務員の政治資格、道徳、業務能力の向上を図りながら、企業管理者及び企業に対する国家管理を携わる公務員の訓練、育成を行い、熟練労働者の育成を進める。
4. 経済社会発展戦略、方針、計画の目標に沿った優遇政策を適用する。
5. 企業の検査、監査を行う、法律規定に従って、企業、個人、組織の違法行為を処分する。

第 162 条 企業に対する国家の管理責任

1. 政府は企業に対する国家管理を統一的に行うものとし、関係省庁と協力して企業に対する国家管理を行う担当機関を指名する。
2. 関係省庁、政府所属機関は政府に与えられた任務及び権限をもって以下の責任を負う。
 - a. 国家管理当局の管轄範囲内の営業条件を定期的、又は業界の要求に従って見直し、評価する。また、不必要的条件の廃止、不合理な条件の改正を提案する。国家管理当局が任務を履行するためにその管轄範囲内の営業条件の草案を政府に提案する。
 - b. 営業条件に関する法律規定の施行を指導する。国家管理当局はその管轄範囲内の営業条件に関する法律規定の施行について調査、監査、違反処理をする。
 - c. 法律文書の教育普及活動を行う。
 - d. 条件付分野、業種の管理、環境保護対策の策定、環境汚染の処理、食料品の衛生安全・労働衛生安全の確保
 - e. ベトナム基準システムを策定し、ベトナム基準システムに基づく商品・サービスの品質基準の違反処理を行う
 - f. 法律の規定する他の権限及び責任
3. 省、中央政府直轄市の人民委員会はその任務及び権限をもって、その管轄所在地における企業を管理する。
 - a. 傘下当局、専門機関および区役所を指導して、企業に対して情報を提供し、投資及び企業発展を妨害する問題を解決し、法律規定に従って企業の検査、監査を行い、違反処分をする。
 - b. 営業登録申請書を受理し、営業登録内容に基づいて、企業・営業世帯を管理し、本法及び関連法律の違反を行政処分する。
 - c. 傘下当局専門機関および省直轄市の区役所に対して税法規定の施行、営業条件の管理を指導する。上記の分野における国家管理規定の違反について、管轄内の場合、それを直接処理し、管轄外の場合、所管機関に処分を申し入れる。
4. 省・中央政府直轄市の営業登録機関を設置し、その職員定数を決め、省直轄市・区役所に対して営業登録における行政違反の処分を指導する。

第 163 条 営業登録機関の組織機構・権限・任務

1. 営業登録機関は以下の権限・任務を持つ。
 - a. 法律規定に従って、営業登録申請書の受理及び営業登録証明書の発行を行う。
 - b. 企業データベースを作成・管理する、法律規定に従って、要求のある国家機関、組織、個人へ情報を提供する。
 - c. 本法の施行に必要な場合、企業の営業状況の報告を求め、企業による報告を督促する。
 - d. 営業登録申請書の内容に基づいて、企業検査を直接行い又は関係機関に申し入れる。
 - e. 法律規定に従って、営業登録上の違反を処分する。本法の規定に従って、営業登録証明書を回収し、企業に解体手続きを要求する。
 - f. 営業登録制度の違反に関して法律の下で責任を負う。
 - g. 本法及び関連法律に定める他の権限及び任務
2. 営業登録機関の組織機構は政府に規定される。

第 164 条 企業の営業活動の検査・監査

企業の営業活動の検査・監査は、検査・監査の法律規定による。

第 165 条 違反処分

1. 本法に違反した者は違反の性質及び程度に応じて、行政処分又は刑事責任の追及を受ける。違反行為により、企業、所有主、社員、株主、債権者又は他者に損害を与える場合、違反者は法律規定に従って、損傷賠償しなければならない。
2. 企業は以下の場合において、営業登録証明書が回収される。
 - a. 営業登録書類に申告した内容が不正である場合。
 - b. 企業が本法第 13 条第 2 項により企業設立を禁止される者

による設立される場合。

- c. 営業登録証明書を発行された後 1 年が経過しても納税番号を行っていない場合。
- d. 営業登録証明書又は本社変更証明書の発行日より 6 か月が経過しても登録された本社での営業活動を開始しない場合。
- e. 営業登録機関に対して企業の営業活動を 12 か月連続、報告しない場合。
- f. 営業登録機関に報告せず、1 年間連続、営業活動を停止する場合
- g. 要求を受けてから 3 か月経過しても本法の第 163 条第 1 項 c に定める報告書を営業登録機関に送付しない場合。
- h. 禁止業務を行う場合。

第 10 章 執行条項

第 166 条 国営会社の移行

1. 2003 年の国営企業法の規定による国営企業は本法の発効日より 4 年以内、本法の規定による有限会社又は株主会社へ移行しなければならない。政府は国営企業から企業法の規定による一人有限会社への移行手順・手続きを指導するものとする。
2. 移行期間中、国営企業に関する問題が本法に規定されない場合、或いは同一問題について本法の規定が 2003 年の国営企業法の規定と矛盾する場合、2003 年の国営企業法の規定を適用する。

第 167 条 国防・治安を目的とする企業

国防・治安を目的とする企業又は経済目的と共に国防・治安を目的とする企業の管理組織・活動は本法の規定及び政府の別途規定による。

第 168 条 企業における国家資本所有権の行使

1. 国家は企業における国家資本所有権の行使は以下の原則による。
 - a. 投資家として所有権を行使する。
 - b. 国家の所有資本及び財産の価値を保持、発展する
 - c. 国家資本所有権の行使機能と国家行政管理の機能を区別する。
 - d. 国家資本所有権の行使と企業の営業自主権を区別し、企業の営業自主権を尊重する。
 - e. 所有主の権利・義務を統一的、かつ集中的に実施する。
2. 国家資本所有権の行使機関の機能、任務、権限及び組織機構は国家財産所有権の行使方式、国家財産価値の保持・開発に関する評価方法・標準、国営企業の再編、改善、活動効率向上の方針と対策は法律規定による。
3. 每年、政府は国会に国家所有資本の運営状況、企業における国家所有資本・財産の価値の保持・開発について報告する。

第 169 条 新規国営企業の設立

本法の発効後、設立される国営企業は本法及び関連法規に定める管理組織及び活動を行う。

第 170 条 本法の発効前に設立された企業への適用

1. 1999 年の企業法に従って設立された有限会社、株式会社、私営企業及び合名会社は営業再登録を行う必要がない。
2. 本法の発効前に設立された外資系企業は本条第 3 項に定める場合を除き、以下のことを行うことができる。
 - a. 本法の規定に従って、再登録を行い、管理組織、営業活動を行う。この場合、再登録は本法の発効日より 2 年以内に行う。
 - b. 本法に定める再登録を行わない権利がある。ただし、この場合、外資系企業は投資許可書に記載された事業範囲内の営業活動を規定期間にを行い、政府の規定に従って、投資優遇を引

き続き受けることができる。

3. 外国投資家が活動終了後、ベトナム政府へのすべての投資財産の無償移転を 約束した場合、その外国系企業は政府の規定に従って、国家審査機関の承認を得ない限り、変更することができない。

4. 労働者 10 人以上を常に雇用する営業世帯（家族経営）は、本法の規定に従って、企業設立登録を行わなければならない。

第 171 条 執行効力

1. 本法は 2006 年 7 月 1 日より発効する。
2. 本法は 1999 年の企業法、2003 年の国営企業法、企業の管理組織・活動に関する 1996 年のベトナム外国投資法の諸規定、ベトナム外国投資法の 2000 年の 改正法に取って代わるものである。但し本法第 166 条第 2 項に規定される場合を除く。

第 172 条 執行指導

政府は本法の執行を詳細に指導するものとする。

本法は 2005 年 11 月 29 日にベトナム社会主義共和国第 11 会期第 8 回会議で可 決された。

国会議長

(署名済み)

グエン・ヴァン・アン